

| | | |
|-------------------------|------------|--------------------|
| 平成14年厚岸町議会第3回定例会 | | |
| 平成14年度各会計補正予算審査特別委員会会議録 | | |
| 招 集 期 日 | 平成14年9月17日 | |
| 招 集 場 所 | 厚 岸 町 議 場 | |
| 開 閉 日 時 | 開 会 | 平成14年9月19日 午後0時05分 |
| | 閉 会 | 平成14年9月19日 午後6時19分 |

1 出席委員並びに欠席委員

| 議席 番号 | 氏 名 | 出席○ 欠席× | 議席 番号 | 氏 名 | 出席○ 欠席× |
|------------------------|-----------|------------|----------|-----------|------------|
| 1 | 稲 井 正 義 | ○ | 11 | 谷 口 弘 | ○ |
| 2 | 塚 田 丈 太 郎 | × | 12 | 高 畠 一 美 | ○ |
| 3 | 田 宮 勤 司 | ○ | 13 | 鹿 野 昇 | ○ |
| 4 | 佐 藤 淳 一 | ○ | 14 | 安 達 由 圃 | ○ |
| 5 | 岩 谷 仁 悦 郎 | ○ | 15 | 菊 池 賛 | ○ |
| 6 | 真 里 谷 誠 治 | ○ | 16 | 音 喜 多 政 東 | ○ |
| 7 | 池 田 實 | ○ | 17 | | |
| 8 | 小 澤 準 | ○ | 18 | 中 屋 敦 | ○ |
| 9 | 木 村 正 弘 | ○ | 19 | 佐 齋 周 二 | ○ |
| 10 | 室 崎 正 之 | ○ | | | |
| 以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 1名 | | | | | |

1 議場に出席した事務局職員

| | | |
|---------|---------|--|
| 事 務 局 長 | 議 事 係 長 | |
| 大 平 裕 一 | 高 橋 政 一 | |

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|--------|-------|-------------------|------|
| 町長 | 若狭靖 | 教委生涯 学習課長 | 柿崎修一 |
| 助役 | 大沼隆 | | |
| 収入役 | 君澤英二 | 監査事務局長 | 阿野幸男 |
| 総務課長 | 斉藤健一 | 農委事務局長 | 松浦正之 |
| 企画財政課長 | 黒田庄司 | 教委体育 振興課長 | 澤向邦夫 |
| 税務課長 | 大野榮司 | | |
| 町民課長 | 古川福一 | 教委指導室長 | 大場和典 |
| 保健福祉課長 | | 水道課長 | 山崎国雄 |
| 環境政策課長 | 西野清 | 病院事務長 | 大野繁嗣 |
| 農政課長 | 福田美樹夫 | 特別養護老人 ホーム施設長 | 藤田稔 |
| 水産課長 | 小倉利一 | | |
| 商工観光課長 | 久保一將 | デイサービス センター施設長 | 玉田勝幸 |
| 管理課長 | 松澤武夫 | | |
| 建設課長 | 北村誠 | 保健福祉 課長補佐 | 大崎広也 |
| 監査委員 | 今村實 | | |
| 教育長 | 富澤泰 | 病院事務次長 | 林譲治 |
| 教委管理課長 | 田辺正保 | | |

議 長 | ただいまより平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。
開会時刻 12時05分

議 長 | 本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。
9 番、木村委員。
9 番 | 委員長並びに副委員長の決定は、議長の指名により決定を望みます。
議 長 | ただいま議長指名の声がありましたが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
議 長 | ご異議なしと認めます。
それでは、議長において、委員長には音喜多委員、副委員長には岩谷委員を指名
したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
議 長 | ご異議なしと認めます。
よって、委員長には音喜多委員、副委員長には岩谷委員が互選されました。
委員会を休憩いたします。
(「議長、議事進行」の声あり)
議 長 | 11番。
1 1 番 | 申しわけないんですが、一般会計の予算の関係で資料をお願いしたいんですが、
厚岸中学校のグラウンド整備事業がありますけれども、この配置図面というか、そ
れをお願いしたいと思うんですが。
議 長 | 教育委員会、お聞きのとおりですが、いいですか。それではお願いいたします。
後刻、配付いたします。
(「済みません、10番。私もそれでは。済みません、資
料をお願いしたいので」の声あり)
議 長 | はい。
1 0 番 | 子野日のトイレの位置図と簡単な平面図でいいですから、お願いします。
議 長 | 建設課、いいですか。
それでは、後刻、配付いたします。
委員会を休憩します。 休憩時刻 12時06分

委員長

ただいまより平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を再開いたします。

再開時刻 13時00分

初めに、議案第74号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、10ページをお開きいただきたいと思います。

歳入補正予算説明書から進めてまいります。

審査の進め方は、款項目により進めてまいります。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

12款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料。2項手数料、4目農林水産業手数料。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金。5目商工費国庫補助金。6目土木費国庫補助金。8目教育費国庫補助金。3項委託金、4目土木費委託金。

ございませんか。

(なし)

委員長

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。2項道補助金、2目民生費道補助金。4目農林水産業費道補助金。7目教育費道補助金。3項委託金、1目総務費委託金。7目教育費委託金。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

19款諸収入、4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入。6項雑入、3目雑入。

20款町債、1項町債、1目総務債。2目民生債。6目土木債。8目教育債。10目臨時財政対策債。

以上で歳入を終わります。

次に、14ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

10番。

10番

ここで二、三お聞きいたします。

町長は、今、行政を進めていく上で、職員の意識改革が非常に大事だということを常々おっしゃっております。これからお聞きすることは、そういうことにもちょっと関連しますので、よろしくお願いします。

実は、私、ちょっと思いつきまして、9月1日の日づけをもって総務課長にお願いして、各課に私のお願いの文書を回してもらいました。それはどういうことかといいますと、過去3年程度で結構だから、それぞれの課局において作成、発行ないし入手した文書等の目録を提示してほしいということをお願いいたしました。その例としては、町の発行したもの、統計資料、町民が参加した会議等の記録、関係機関から町民向けに送付された文書等、その他、町長が町民の利用に供するとした文書等、こういうものでいいですと。その目録を出してくださいということをお願いして今日に至っているんですが、これはいろいろな方がこれを読んで注釈をつけたせいだと思うんですが、どうもこれは情報館に送り込む文書のこらしいぞというふうに勝手に解釈なさったようで、情報館に行って、この3年間に各課から送り込まれた文書の一覧というのは、私、総務課を通じていただいたんですけどもね、そんなものはお願いしていないんだけども。それで、あとは出てこないんですよ。

それで、私は、その文書を全部くれなんて言っているわけではないわけで、いわば各課において過去3年の入手したもの、つくったものの目録を出してくれということを行っているわけですね。それが、整理がなかなかつかなくてというようなことを言って出てこない。随分、総務課長は間に入って苦慮なさっているような言い方を私にしていました。

それで、このたび助役になられた元総務課長が随分とご苦労なすっておまとめになられて、情報公開条例をつくったときに、それに関連して、文書管理規程をつくっていますよね。文書類目表もそのときにきちんと整備されました。これは生きていますかね。それは、紙の上を書いただけで、実際には動いていないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

助役。

助役

情報公開条例の施行に伴いまして、厚岸町管理規程というものを整備いたしました。ここでは、情報公開条例の趣旨に沿って、文書管理というものをきちんとしておかなければならないという考え方が根底にあって、この文書管理規程というものを整備した。そこでは、文書類目表というものをその規程の中に1本1本うたって

おります。これは、総務課が各課に照会をして、現在、どういう文書があるかという
ことをまとめた結果、この現在うたわれている文書類目表になっているというこ
とであります。

一方、文書編さん保存規程というものがございます。ここでは、この編さんした
文書について、目次を付して編さんするという事になっています。これは、この
条例の施行後、あるいは文書管理規程の施行後、各課において取り組まれていると
いうふうに認識しております。この文書類目表に従って、それぞれ文書管理が行わ
れているというふうに私どもは認識しております。

委員長 10番。

10番 私もそういうふうに認識していたんですよ。ですから、過去3年のその文書の題
目ぐらひはあつという間に出せるんだと思っておったんですね。ところが、各課と
も、整理するのに大変で、出てこないんだというんですよ。それでは動いていない
のではないですか。

委員長 総務課長。

総務課長 この文書管理規程の中で目次を付して編さんすることになっております。それで、
この規程の中で、情報館に出す資料の規程もありまして……

(「情報館については聞いていない」の声あり)

総務課長 失礼しました。

この期限の満了した文書について、そのものを行政資料として必要と認めるもの
は、そういうものを引き渡していくということになってございまして、それらの担
当課の認識というんですかが、その部分が、私ども、こう当たってみる中で、きち
んとそういうものが出ていっていないということで、実は、このことを含めて、今
調整をして、きちんとした体制をとろうとしている矢先の状況でありました。

それで、これらの類目表をきちんと元課でも把握していただかなければいけませ
んし、調整する総務課としても、その辺のことを全部洗い出して、きちんとした形
で物事を整理しなければならないというふうに考えておきまして、この一応の行政
資料としての各課から出していただいたものはあるんですけども、それにつきま
してはさらに精査が必要ということで、私ども、これらをきちんとした中で、この
文書管理規程に基づいてきちんと情報を開示していきたいというふうに考えており
ますので、ご理解願いたいと思います。

委員長 10番。

10番 何か、総務課長、ちょっと間違えているのではないかと思います、私の質問をね。私は、この文書、出した文書に従って物を言っています。情報館がどうのこうのなんて、ここには一言も書いておりませんから。要するに、過去3年間の持っている文書、その中でもって、個人情報だとか、罪犯情報だとか、住民のプライバシーに関して目次すら出してはいけないようなものもあるかもしれないので、わざわざ注釈をつけておいたんですよ。それはいいですよ。だけれども、あとは過去3年間のものを出してくださいと。ただ、そのときに、何を出していいかわかりませんと言われてしまっては困るので、あっちこちのいろいろな要綱だとか、そんなものから、このあたりだったら私のようなペーパー議員にも出してもいいだろうと思うようなものを例として挙げておいた。そうしたら、整理に大変で出てこないというんだ。そうしたら、要するに、この文書管理規程だとか何とか、いろいろな規程はあるけれども、やっていないんでしょう。今月になったのはまだやっていないもんだからちょっとというのはわかりますよ。昨年度のものやおととしのものすら出せない。違いますか。だから、文書管理規程は、これは生きていないということでしょう。違いますか。

委員長 休憩します。

休憩時刻 13時14分

委員長 再開します。

再開時刻 13時14分

総務課長 私の勘違いもちょっとあったかというふうに思いますけれども、文書類目表については、文書管理規程の中へきちんと定めてございます。ですから、私、ちょっと勘違いをしたかなというふうに思っております。実は、委員が言われました3カ年程度の目録で結構でございますからということ、この例が、実は情報館の行政資料収集の管理規程の中の項目と同様だったものですから、それと個人のプライバシーを含めて除いてくださいということだったものですから、そういう指示をいたしました。ですから、類目表につきましては、これは公表されておりますので、大変よく私が委員の内容を聞かず、この類目表であればすべてのものがありますので、これは早急に提出させていただきたい。私の勘違いで誤解を招きましたことに対してはおわび申し上げたいというふうに思います。

委員長 10番。

総務課長としては、この際、自分がかぶるということだろうと思うんです。その態度というか、潔さというのは大したものだなと思いますが、私としては、その程度の話では納得できないわけです。それは、どうも基本的には出したくないと。情報は出したくないというもののおいを感じるんですね。だから、情報公開条例というのを、全国でも類のないようなものを持っているんだけど、先ほどの話に戻るんです、町長の意識改革にね。意識としては、情報公開条例の趣旨とは随分担当者は違うのではないかという気がいたします。

それで、委員長、今、総務課長とのやりとりの中で情報館の話が出ましたので、ちょっと広がりますが、それは勘弁してください。ついでに今そこでやってしまいますから。

それで、その出したくないという話なんですよ。実は、私がこれを出したのは、賢明なる総務課長は、何をねらっているかというのがぴんと来たわけで、もうそちらの方に趣旨が行ってしまったのではないのでしょうかね。今、もしおっしゃるとおりの勘違いだとすればですよ。私は、そうではなくて、かぶっているんだと思いますがね。

情報館には、この情報館に行政資料を入れなければならない、厚岸情報館行政資料収集管理規程というものがございます。ここで、情報館には厚岸町が発行した資料、統計資料、町民が参加した会議等の記録資料、町議会関係資料、関係機関から町民向けに送付された資料、その他町長が町民の利用に供すると必要と認めた資料というものを情報館は収集して、管理しなければならないことになっているんです。これは、各課においてそういうものが出た場合には、送り込まなければならないことになっているんです。ところが、これが全然なされていないんですよ。平成の初めころに収集、入手した、あるいは作成したものが、今年になってから入ってみたり、そういう例が枚挙にいとまがない。入ったものだけ見てもそうですから、それこそ、昭和の御世につくられたものが、いまだに情報館に入っていないものだってたくさんあると思う。これは情報館の方からどの程度の具体的な働きかけをしたのかという問題にもなりますけれども、情報館から具体的な働きかけがないから送り込まなくていいんだというようなことにはならないんです。

それに対しても、実は、この文書を出した後のやりとりの中で、ちょっと総務課長がおっしゃっていました。私の方から言いますと、いわゆる用途廃止になったよ

うな文書については情報館に送り込んで、情報館で保存するしないを判断するんですか。そして、いわゆる記録として残していこうよという意味の要綱もあるそうです。どうも、そっちの方だけが情報館に入るものだというような勘違いをしている担当者が多くて困るというような話もちろちら聞こえています。しかし、私は、それは、いわば方便でないか。

やはり今まで、私、この問題では、3回か4回、議会でもって既に出しているんですよ。それぞれの問題点に引っかかったときに、その情報はどうして情報館に入っていないんですかということはあるわけですよ。しかし、その都度、早速そのようにいたしますという答弁は、それぞれの問題となった担当課ではおっしゃるだけけれども、何一つ動いていない。そして、今日、私がこういうものをお願いしたところ、今のようないたらくです。これは、やはり職員の意識の中に情報を自分で握っていたい。そして、ほかの人が「済みません、教えてくださいか」と来たときに小出しに教えてやる。それが何かステータスのごとき前近代的な感覚があるのではないかという私は気がいたしまして、今、個々の担当者や、その個々の具体的事例にはあえて触れません。それを言いますと、また、モグラたたきのように、そこだけの問題に矮小化されてしまうおそれがありますのでね。

ですから、これは、情報というものは、この情報公開条例をつくるときに議会でもって担当者がおっしゃいましたが、厚岸町が持っている情報というのは職員のものではない。これは町民のものだ。したがって、基本的に取得しなければならないものはないんだと。ただし、他の要請、例えばプライバシーの要請だとか、あるいは他機関との関係だとかという特別事情があってお見せできないものはあるけれども、基本的に、情報というのは、公開されていなければならないんだという基本理念のもとに、厚岸町情報公開条例というのがつくられました。そのときに、我々は、議会でもっていろいろと議員としてその論議に参画させていただいたので、明確に覚えております。そのようなやはり意識、理念をきちんと浸透させていただきたい。これは切にお願いをするわけですが、町長、いかがでしょう。

委員長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。

今指摘がございましたとおり、今日は情報公開の時代であります。町も当然、規程を規範に基づいて行政を執行いたしておるわけでありまして。しかしながら、公開

できないものも当然出てくるわけでありますが、公開できるものについてはすべて公開をしなければならない義務がございます。しかし、今、総務課長の答弁を聞いておきまして、私自体もまことに申しわけなく思います。この実態について調査をさせていただいて、対処してまいりたい、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 10番。

10番 よろしく申し上げます。次に移ります。

この前、平成14年度厚岸町職員研修計画というものを見せていただきました。これも今と同じ職員の意識の問題に絡みますので、ここでお聞きさせていただくわけですが、ずっとを見せていただきまして、今年の研修計画がずっとつくられておりまして、相当網羅的なものであるということがわかりました。ただ、これを見させていただいて思ったんですが、専門職というか、技術というのは何も工業関係の技術だけではありません。今はいろいろなものがありますね。そういう専門分野の方の研修というのが余りないんですね、これを見ると。それで、今、この委員会中にとは申し上げませんが、ここに出てきた研修計画をもう一度色分けしていただきたいんです。それは、国や道の制度によって、のっかって行っているもの、それから厚岸町独自の研修として、制度として行っているもの、それからもう一つは、個々人の——これはこの研修計画には恐らく出てこないとは思いますが、個々人の日々の研さんや、あるいは個人的に研修を自分なりの自主的な形で受けたいという者に対してはどういう支援を行うか、この3つに色分けして、厚岸町の研修計画を浮き彫りに、もう一度、立体的に見せていただきたいなと思ひまして、これはできる限り早くという言いようしかありませんが、お願いしたいんです。

その上で申し上げるんですが、今、厚岸町でも何とか師と言われる人たちはたくさんいらっしゃいますね。昔は、例えば、保健婦さんなんか——保健婦さんなんかとぼっと出てしまうんです、なじみがあるからね。今は保健師というんですね。この場合には、あれですか。医師の「師」ですか、「士」ですか。

(「『士』ではありません」の声あり)

10番 「士」ではないですね。医師の「師」、先生ですね。だから、何とか師と言われる方が随分ふえました。その中には昔ながらの「士」もあると思うんですが。したがって、あるいはどっちの「シ」もついていなくても、例えば、教育委員会あ

たりですと司書なんていうのもありますが、これも専門家ですよ。そういうふう
にいろいろと「シ」のつく人たちがたくさんいらっしゃる。「シ」のつく人に代表
されるような専門職というのがあります。この人たちをシーラカンスにしてはだめ
なんですね。

何十年か前に——何十年か前でない人も、何年か前の人もいますが、学校で勉強
して、そういう国家試験を受けて資格を取ったわけです。しかし、専門分野ほど日
々の変化のスピードは早いですね。したがって、それは私の自分の仕事を考えて
みると本当にびっくりするんですが、どんどん技術的な進歩というのがあるわけ
です。あるいは、そのそれぞれの、例えば医学界なんかを見るとそうですね。10年前
には常識だったものが、今はやってはいけないことになっているものがたくさんあ
りますよね。そういうふうにとんとんと動いていっています。ですから、こういう
人たちの研修が非常に大事だと思うんですが、その点はいかに考えていらっしゃい
ますか。

委員長 助役。

助 役 実は、厚岸町には研修委員会という組織がございます。これは、職員に対する研
修計画というものを策定して、それぞれ年度内で、どういう姿勢でどういう研修に
当たっていただくかということを決める委員会であります。ただ、残念なのが、こ
の今まで取り扱ってきた、この研修委員会で取り扱ってきたのは、総合職、いわゆ
る一般職としての研修の計画でございました。ただいまの質問者が言われますよう
な専門職、いわゆる「シ」のつくような方たちが今役場にたくさんおられます。そ
の方たちの研修については、それぞれ担当現課で予算措置をしていただいて、事務
執行をしていただいているという状況であります。

今ご指摘があったように、これらについても、今までは、各課、それぞれ各出先
機関、ばらばらでやってきております。学会を初め、各種研究・研修会というのが
たくさんございまして、かなりの人数を派遣しておりますけれども、それを一括し
て取りまとめをした資料が今手持ちにございません。これを早急に集めまして、こ
の対策といいますか、今後の方針といいますか、それをつくっていききたいと、その
ように思います。

委員長 10番。

10 番 それから、今回、この研修計画、これを見せていただいたら、海外研修というの

がありましたですね。これは、今まではなかった、非常に新しいことではないか。それで、ああ、時代だなと。これは、やはり海外にまで行って研修をするわけですから、十分実のあるものでなければなりませんよね。いわゆる旅行や物見遊山とはわけが違うということだと思えます。したがって、語学力だとか、そういうのも大変必要だと思いますね。単に通訳から聞いた話だけをうのみにして帰って来るだけではもったいなさ過ぎますよね。それで、私みたいに、I am a boy、This is a pen しか言えないような者では、行ってもどうにもならんだろうなと思ひまして、ああ、大した、こういうものに出ているだけの、やはり実力のある職員が育ってきたんだと関心させていただいていますが、これは、やはりTOEFLだか何だかという米国英語力試験の70点以上とか、やはり英会話何とか検定の2級ぐらいは持っている人が出ていったんでしょうね。

それから、そこでは具体的にどういうものを研修する目的で行ったのか。そして、行ったのであれば、どういう実を上げてきたのか。もしまだ行っていないのであれば、上げることを要求しているのか、そのあたり、具体的に説明をしていただきたいんです。

それからもう一つ、今、研修の助役のご答弁の中で、これから早急にそういう検討をしていくというので、その頭の片隅に入れておいていただきたいのは、先ほど言った「シ」と言われるような専門職ですね。ここに関しては、実は、実技研修、これが非常に大事なんですね。せいぜい2日か3日、札幌あたりに集まって、偉い先生の話聞いて帰ってくるだけでは、実は身につかないんですよ。ですから、例えば、例を挙げると何ですけれども、保健師と言われるような人が、2週間や3週間、病院に毎年入って、看護婦さんと一緒になって今日的な最新の医療の中に入ってこれを行うとか、そういうことが非常に大事なんですね。これは、別に、よその町に行かなくたって、厚岸町にも町立病院という立派な病院がありますので、そういうこともできますね。

あるいは、今、保育士というんですか、保母さんと言われる方。この方たちだつて、いろいろな、今、例えば、障害保育だとか、いろいろなことをやっていますよね。そうすると、そういう分野で、例えば、母子通だとか、いろいろなところへ行き来をして、そして、身をもってそういう技術をつけていくということも大事でしょう。そういうふうに考えると、研修だから即札幌だ、東京だでなくても、やはり

やれるものはたくさんあると思います。それを考えていただきたい。

それからもう一つは、行ってきた人の、これはさっきの海外についても同じですが、行ってきた人がそこで得てきたもの、これは公金を使った知的財産です。これを、先ほどの情報館の話ではないけれども、行った人だけが抱え込んでしまって、「済みません、教えてくださいませんか」と言ったら教えてやるというのではもったいなさ過ぎる。だから、これを、せめて同じ課の中の人たちは共有しなければならぬ。すなわち、伝達講習会というのが非常に大事なんですね。報告書を書くだけでしたら、当日、例えば、講義を受けに行き帰ってきた場合ですよ。昼寝していても、そこでもらった資料を上手に紙とノリとハサミを使うと、報告書は最低なものをつくれますよね。だけれども、伝達講習会をやるとなれば、これはもう一生懸命身につけてこなかったら人に説明はできません。ですから、そういう意味でも非常に大事です。

それから、せっかく1人行って来たのなら、それはみんなで聞いて、そして、何%かものはみんなが身につけようよということは非常に大事だと思います。こういうこともお考えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

まず初めに、海外研修について答えを申し上げたいと思いますけれども、この海外研修につきましては、今年から始めたわけでございます。これにつきましては、今、質問者がおっしゃいますとおり、本来であれば、外国語をされる方が行って、じかにその内容を含めて研修するということがベターというふうに思いますけれども、今回の派遣者につきましては、語学というか、そういう意味では通訳付きの研修であります。この研修につきましては、春先に、実はレポート等の提出によりまして、市町村の振興協会等がございまして、その中のおおむね全道で40名枠の中に厚岸町から推薦をさせていただきながら、1名の参加をさせていただいた。期間は14日ということでありまして、行った場所につきましてはオーストラリアであります。

この研修内容につきましては、共通テーマというのがございまして、外国における地方分権と行政改革ということと、もう一つは、班が2つに分かれておりまして、私どもの職員のとった部分につきましては、住民参加型まちづくりの推進ということで、そういうテーマをもとに研修をしてきたわけでございます。これにつつま

ては、本人参加の前に選定がされて、事前研修を含めて行い、そして当日の参加というふうになってございます。それで、行った期間は、8月31日から、帰ってきたのが9月13日ということでありまして、実は、これを含めて、本人、行ってきた内容につきましては、今まとめている最中というふうに思います。

そんな中で、今おっしゃいました、初めてでございますし、こういう中身についての伝達講習を含めて、これは当然、皆さんに、こういうことを含めて学んできたことを知らしめる義務というんですかは、公費を使っているわけでございますから生じるというふうに思いますし、それによって次のいろいろな、行かない職員も含めて、いろいろな議員も含め、また物見遊山でなくて、いろいろな内容も含めて、知る機会を得る大切な、百分は一見にしかずの今回は研修だったのかなというふうに思います。ただ、今後の中で、こういうことについては、町長の方針もございませぬけれども、海外に行って、やはり国内にないものを学ぶということは、これはいろいろなパターンがございませぬけれども、厚岸町に合ったものを見つけ出すということは必要なのかなと思いますので、今後、こういうことは必要かなというふうに思っております。

それと、確かに、実技研修の関係。実は、この「シ」とつく方々を含めて、学校で学んで何十年も何年も、そういう中で、本来であれば、私たち、専門職といいなながらも、その医療技術を含めて、もしくは障害の方々を見る部分の実技研修というのは、実は非常に少のうございます。ですから、これについては、私も実は保健福祉課におりまして、このことを痛切に感じている一人であります。ですから、健診を含めて、予防注射等もあるんですけれども、常に注射をやっているわけではございませぬし、そういう意味では、技術的に、やはりほかの町でやってございませぬ、そういう専門機関というんですかに、1日、2日ではなくて、1週間、もしくは2週間。できれば、新人であれば1カ月とか、そういう実技を学びながらする場所も必要でありますし、保育士も含めて、これは、限りある予算でございまして、研修につきましては、代表で、札幌に行くのは1人しか、実は予算がなくて行ってないのが実情であります。

ですから、伝達講習を含めて、組織内では、そういう専門職については特に技術が次々と変わってまいりますので、また、保育士であれば、遊び、教育も含めて変わってまいりますので、そういう意味での伝達講習は、保育所については今までや

ってきているつもりであります。やっております。これをさらに、認可、僻地もございまして、いろいろな方々に触れる場をつくっていくことが必要というふうに思いますし、それと、療育の関係については、実は、今までは、どちらかというとしークレットというんですか。中でおさめていくという施策を今までとってまいりました。これは、本当に、去年、おととしまでそういう感じでした。これを今オープンにする形の中で、一般の保育士が、本来であれば、その中に入ることには、初めはだめということでありましたけれども、それはだめということは、要するに、プライバシーを守るという立場でこういう施策を進めてきたわけでございますけれども、これも含めて実はオープンにして、保護者の同意を得た中で入っていくということで、今そのことも進んできておりますので、これらのことを含めて、お互いに、その同じ技術者については同じ共通の理解を深めて学んでいくという場所を、これからも庁内の中でできるものは当然していくことというふうに考えますし、そういうことで進めてまいりたいと思います。

委員長 10番。

10番 まず、1点目の海外研修を行ったということは私は賛成なんですよ。いいことだと思う。だから、十分な実を上げてほしいわけですね。今のお聞きしているという、前、準備段階からいろいろあって、それできちんとして行ってきたわけですね。伝達講習会をやるんですね。そのときにはぜひ議員も後ろの方で聞かせてもらいたいすな。お願いしますよ。

それから、実技研修は、何か福祉の話に集中してしまっていて、そこでもってびっしりおっしゃったんだけど、私が言っているのは、何も福祉だけではない。この前見ていたら、釧路の——今は、釧路の図書館の館長ではなくて、館長より偉いかな。前、ずっと館長をなさっていた方なんですけど、その方が指導なさって、この釧路管内みたいですね。市だけではなくて、もうちょっとオープンにしたみたいだけれども、司書の講習会をやっていますね。そこでもって私と同じようなことを言ったんですよ、新聞の記事を見るとね。専門職は絶えず新しいものを取り入れなければならないから、そういう研修会をやるんだ。それなら、そんなところで講義なんかやらないで、厚岸情報館に3人ぐらいずつ、1週間ずつ管内の人が来てくれれば最高の講習会になるのになと私は思ったんですけど、そういうようなことがやはり出ています、既に。世の中の動きとしてね。ですから、専門家の、特に実技研修と

いうことをどういうふうにやっていくかということは非常に大事だと思います。

それと、今、課長がおっしゃったから繰り返さないけれども、伝達講習会とか、そういう知的財産をみんなで共有しようという発想ですね。これはまさに情報の公開と対をなすものですが、それをぜひお願いしたいと思います。

それで、次にまいります。

ここに経営改革推進委員会というのがございます。これについてご説明をいただきたい。

町長。

お答えをさせていただきます。

その前に、先ほどの研修のことについて、私の考え方をお話しさせていただきたいと思います。

私は、常に、職員に対しましては、プロ意識を持てと強く訴えております。それは、今日、このように時代の流れも早く、さらにはまた行政の課題も多種多様にわたっております。しかし、職員には人事というものがあります。プロになるならば、その部署に何年もいれば、ある程度その知識は高まると思います。しかしながら、いかなる短期間であっても、人事の中で異動される町職員であります。常にその部署部署においてはプロでなければなりません。そのことはわからないということで通じる昨今ではございません。技術屋は別でありますけれども、一般職については特にそのプロ意識を持てと。先般の語る会においても、7回にわたっていろいろ意見交換いたしましたけれども、私から強く望んでおるわけであります。

そういう中で、研修の持つ意義も極めて高いわけでありまして。さらにはまた、管理職もそれ以上にプロ意識を高めないとならないわけでありまして。管理職の責務は極めて重要であります。さらにはまた、その課しか知らないということであれば困るわけでありまして。室崎委員からご指摘がございましたとおり、どの部署に行っても厚岸町職員であります。町民は、その人、その職員を見て、おまえはこの専門だという見方はしません。厚岸町職員という立場で見ます。そのためには、私は、月1回、管理職会議を開かさせていただいております。その中で、その課にとって重要な課題は何であるかということを担当課長から意見発表させております。そして、全管理職に伝わるようになっております。さらにまた、一般職にとりましても、先ほどお話しいたしましたとおり、語る会において、私が就任いたしましたから3回

委員 長
町 長

行いました。この効果は期待をいたしておるわけであります。

その中で、外国研修、これは私の公約であります。といいますのは、今日、ご承知のとおり、世の中は、情報化、国際化、場合によっては高齢化と称されております。厚岸職員も、国内のみならず、外国を見ることによってその意識が改革され、また、見ることによって、百分は一見にしかず。ああ、厚岸の行政でもこういうものを生かすことはできないのかなという新たな意識が生まれるはずであります。しかし、私は、外国語が話せれば行くとか話せないから行かないとか、そういうことは考えておりません。条件はあります。といいますのは、個人で行くということになりますと、大変な経費であります。もう 100万以上かかります、旅費その他を含めまして。そういうことで、おかげさまで、それぞれの団体の機関で職員の外国研修がございます。今回も、おかげさまで、いろいろと厚岸に合った、効果ある研修はどこかということでもいろいろ調査をいたしました。その結果、市町村振興会主催による外国行政視察があったわけであります。そこにこのたび1名を参加させたわけございまして、どうか、そういうことでご承知を賜りたいと思うわけでありませぬ。

それと、意識改革委員会でありますが……

(「意識改革じゃない。行政改革だよ」の声あり)

町 長 行政改革……。いや、経営改革委員会であります。このことについて、私は、今、町職員の意識改革についてお話をさせていただきました。いろいろと不十分な点もあるかと思えます。しかし、私といたしましては、町職員は私が考えておる意識改革に近づいてきたのではなかろうか。また、先般、安達議員からも、町職員が変わった。どういうことであるかというご質問も受けております。町民の方々から私にも耳に入りますが、町職員が変わるといことは、いい方面で変わったなというようなお話を承るわけでありませぬ。

私は、今日の行政というのは、極めて時代が変わったと考えております。といいますのは、今までの世の中というのは、社会というのは、まちづくりというのは、行政に任せばいいんだという考えでなかったかと思えます。しかし、いろいろと議会でご論議をされておりますとおり、今日の行財政運営は極めて厳しいわけでありませぬ。民意というものが大事な時代に相なりませぬ。行政だけがまちづくりを進めるわけではなくて、やはり民間も積極的に行政に参加をさせていただきたいという

願いであります。

さらには、役場経営も、民間でできることがどうして役場にできないかという声もあります。私は、そういう意味において、今日の役場も経営と同じである。民間経営である、そのように考えております。

そういう意味において、その委員会においても私は厚岸町民から公募をさせていただきました。おかげさまで、定数以上の公募がございました。15名でありますけれども、年齢的にも若く、年寄りまで、多種多様であります、職業においても。今日まで、3回、開催をさせていただきました。極めて、私が望んだとおり、いい意見がございました。役場に、町職員に厳しい意見があります。これからの行政の推進に当たって参考になる意見ばかりであります。そういう意味においては、私は、経営改革委員会を設置してよかったな。また今後も期待をしてやまないわけでございまして、私が、そういう意味でこの委員会を設置させていただきましたことに対して、ご理解をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

委員長 10番。

10番 研修の話はこれ以上やる気はないんですが、語学については、そんなものはないでもいいんだというふうな意味で町長の発言がとられると困ると思うんです、町長自身がね。これは道具ですから、今はできるのが当たり前時代ですから、既に。そういう感覚も持っていたきたいですね。

それから、本題の方に入りますが、経営改革推進委員会とはどんなものかというのを聞きしたときに、町長は総論をずっとおっしゃったので、各論についてお聞きしますが、これは町長の諮問機関ですね。

委員長 町長。

町長 そのとおりでございます。

委員長 10番。

10番 そうすると、公的な機関なわけですね。

委員長 町長。

町長 そのとおりです。

委員長 10番。

10番 そこでいろいろ出てくる意見が非常に有意義なものであったという今お話を聞いて、私自身は、質疑だから、自分の意見を言う必要はないんだけど、こういう

こともどんどんやって、広く町民の意見を聞いていきたいという町長の姿勢は買うんですよ。では、議員は民間でないのかなんてというような揚げ足取りなことを今言う必要はありませんがね。それで、この新聞記事を見て、ちょっと気になったことがあるんですね。これは新聞記事ですから、確認したいんですよ。この委員会は、委員の自由な発言を保障するために、委員会を原則非公開にすると、そういうふうに書いているんですが、事実ですか。

委員 長 町長。

町 長 そのとおりでございます。ただし、必要に応じては拒まないことになっております。

委員 長 10番。

10 番 原則が非公開なんですね。

委員 長 町長。

町 長 そのとおりです。

委員 長 10番。

10 番 原則が非公開で、特別な場合にだけ公開するというものが、公的機関でもって許されるんですか。

委員 長 町長。

町 長 確かに、今日の情報公開時代の中で、マスコミをシャットアウトするということはいけないことであるかもしれません。しかし、場合によっては必要であるという認識に立っております。といいますのは、やはり自由闊達な論議を私は望んでおります。マスコミがいることによって、私がこういうことを言ったらどういう発表をされるんだろう、またどういう伝え方をされるんだろうという、正直な意見が出ません。そういう意味において、私は、マスコミには必要に応じてはおいでいただきますけれども、自由闊達な意見を望んでいる。厚岸町のために公募して委員になっていただいた方ばかりである。そういう意味において、ひとつご理解を賜りたいというお話をさせていただいておりますので、マスコミは、設立をいたしましたときの1回来ていただきました。その後、そういうことでおいでいただいておりますけれども、必要に応じてはおいでをいただく場合もあるわけでございまして、どうか、効果ある委員会にするためには、そのことについてはご理解を賜りたいと存じます。

委員長 10番。

10番 マスコミだけを排除するのが、原則非公開という意味ですか。

委員長 町長。

町長 いや、今、マスコミということでありましたので、私はそのことでお答えをさせていただきます。

委員長 10番。

10番 私はマスコミとは言っていないんですよ。新聞記事では、委員の自由な発言を保障するために、委員会を原則非公開にすると書いているが、これは事実かと聞いたんですよ。

委員長 町長。

町長 マスコミを含めて、すべてでございます。

委員長 10番。

10番 これは、町長の諮問機関であり、公的なものですね。そこで出された意見は、町政のあり方を決する要素を持っているわけですよ。そうでなければ参考にするとは言えないわけですからね。それが密室で行われて、なおかつ、その委員は、人がいるところではしゃべれないけれども、だれもいないところならしゃべれるというような話で終始して、それが情報公開というこの時代の発想に合いますか。

委員長 町長。

町長 先ほど申しましたとおり、今日は情報公開時代であります。私もそのことは十分承知をいたしております。しかし、私といたしましては、自由闊達で、思ったことを思いっきり言ってもらいたい。端的に言えば、敬語を使わないで、漁師であればその漁師言葉で、農家であれば山の言葉で、また若い者であれば、やろう、こうでもいい。積極的に話をしなさい。激論を交わすことがより効果があると考え、私はそういう立場に立っているわけであります。

委員長 10番。

10番 町長は、どうも、行政の情報公開ということについて、私とは全く違う考えをお持ちのようですね。総論では一致するけれども、各論になった途端に 180度変わる。それで、もう一つお聞きしますね。これは議事録はとっているんですか。

委員長 町長。

町長 議事録というよりも、いろいろな皆さん方のご意見がございまして、冒頭に、議

事録として残すかどうかという中で、今お話がございましたとおり、各委員が闊達な意見を言いたいので、そういう形をとっていただきたいというお話でありました。大まかなことについては記憶をしておりますが、議事録は残さないということに了解をとっておりますので、私はそういう運営をとっております。

委員長 10番。

10番 そうしますと、そこで話されたことについては、密室談議ですから、これは言ったか言わないかの保障はない。議事録もない。そうすると、大方の委員はだれも言ったはずではないものも、そこでもって言われた意見だとして町政を動かしていく可能性は否定できませんね。

委員長 町長。

町長 実は、委員長がおります。副委員長がおります。さらには、各委員がおるわけにあります。私は、どちらかという側であります。委員会化するならば、オブザーバーであります。そういう立場で、私自体がその場で欠席することなく、私の日程に合わせていただいて会議を開催していただいております。私が生の声を聞きたいということの趣旨であることもご理解を賜りたいと存じます。

委員長 10番。

10番 私的な場所で、例えば、町長さんの家の居間で、みんなが茶わん酒でも酌み交わしながら、いや、あしたの厚岸町はこうした方がいいのではないかというようなものと、これは違うんですね。経費がちゃんと予算書にも出てきているんだから。そうすると、これは公的な設置なんですよ。そういう私事ではないんですね。それだけに、そこで論議されるものは、町政を動かす公的な意見の表出の場なんです。それが、自由闊達にしてほしいからとか、あるいはありのままを見たいからとかいうような理由ですべてシャットアウト、非公開にできるのであれば、行政のすべての動きができますよ。ですから、情報公開というものは、情報を公開する人間にとってはつらいものなんですよ。

しかし、みんなの见ている前で、白日のもとですべてをやっていくことによって、1つには、おかしなことにならないという意味がありますが、もう一つには、みんなの理解を得ることができるんです。これが情報公開というものの効果ですよ。その点がどうもおわかりになっていないのではないかと、今のお話を聞いていると。いやいや、こんな要請があるから、あんな要請があるからという恣意的な理由によ

って、1回1回に公開ができないものではないんですよ。それから、公的な会議でしょう。その会議録をとらないということも、これも許されないのではないですか。いかがですか。

委員長 町長。

町長 今るる説明申し上げましたとおり、委員会としては、そういう運営方針で運営をいたしておるということでご理解を賜りたいと存じます。

(「委員長、平行線ですので、ここでやめます」の声あり)

委員長 1目で、そのほかにございませんか。

3番 3番。

3番 今の問題なんですが、これは、町長の私的な諮問機関、こういうのがはやっていきますよね。総理大臣の私的諮問機関とかというのもありますね。せめて、それであれば、あなたが自分のお金で集まってもらっているいろいろな意見を出してもらい、それならいいと思うんですが、少なくとも、税金を使って町長がこれからの経営に見立てていろいろな意見を出してくれというものが、非公開ということにはならないのではないのかなというふうに思いますね。

委員長 町長。

町長 私的諮問であります。

委員長 3番。

3番 私的な諮問機関ではないですよ。だって、税金を使っているんだもん。

委員長 総務課長。

総務課長 要するに、条例に基づかない諮問機関ということで、公的、私的ということなんですけれども、町長の言っている私的というのは、要するに、条例に基づかない諮問機関でありますけれども、いわゆる機関として今回設置をさせていただいているという内容であります。報酬は当然支給してございませんけれども、8回の支給ということで、こういう委員会はほかにも持っている課というのがあって、そういう形の中で自由な発言をしていただく推進委員会の設置。

それと、基本的に、いわゆる非公開という中身の問題なんですけれども、委員の一字一句の言ったことがございませんね。そのことを記録するという考え方は持っておりません。ただ、そこで話し合われた記録というんですか、こういうことがお話

しされたという内容については、基本的には、これは会議録としてございますので、これは報道機関等々にも別に発表しないという内容ではございません。ただ、個々の会議の中身の一字一句の中身の記録は、委員がそのことに対する心配というものございまして、自由な発言ができないという委員からの話がございまして、そういう中では、新聞、報道機関が入ったときに、基本的には非公開。ですけれども、この議事録という、記録についての公表については委員会としても認めてございますので、この中身で話し合われた内容、こういうふうな方向性が出たものについて、決して秘密にするものではないということだけはご理解を願いたい。

委員長 3番。

3番 条例で設置をしていないから、だから非公開でいいんだという理屈にはならないというんだよ。そうでしょう。ちゃんと予算に計上して、費用弁償、あるいは需用費、こういうものは税金から賄っているわけでしょう。議会だってそうでしょう。例えば、おれの言うことに何か言われたら困るから、それでは非公開にしてくれと、こんなことになりますか。条例で設置しようが設置しまいが、公の機関には変わらないんですよ。町長、これはけちをつけているわけではないんですよ。経営改革という意味合いの持つ意味については、私も意見があります。公共性はどうなるんだろうという、そういうあれはありますけれども、それはさておいて、町長が私的につくられた諮問機関であれば、これはいいですよ、非公開だろうが何だろうが、そんなものは。しかし、少なくとも公的な機関ですよ、これは。条例で設置しないけれども、予算で設置しているわけでしょう。これはもう一度お考えいただきたいと。ここで結論がすぐ出ないようなことだと思うので、町長、ひとつよくお考えいただいて、しかるべく是正を図っていただきたいと、こういうことであります。

委員長 町長。

町長 今いろいろなご指摘が、室崎委員、田宮委員からありました。私の考え方、そしてまた経営改革委員会の考え方を申し上げたわけでありまして。指摘についても、情報公開時代ということは私も大事にいたしておりますが、そういう事情の中でいろいろと理由を申し上げたわけでありまして。そういう中で費用弁償という形で上げてあるということについて、これはちょっと私も、今の指摘について、お答えというか、答弁調整をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 | 休憩します。 休憩時刻 14時06分

委員長 | 再開します。 再開時刻 14時22分

町長。

町長 | 時間をおかりいたしまして、まことに申しわけありません。再度、お答えをさせていただきます。

この委員会を発足し、運営方針を委員にお諮りをいたしましたところ、委員から、公的場での発言、経験も乏しく、自由闊達な意見交換をするため、会議を非公開にしてほしいという意見が多数を占めたのであります。これに配慮したのが新聞の記事になったわけであります。今後、会議の議題によって公開、また会議の概要については発言者の名は公開しないということをご理解いただくとともに、その他は公開するというのを委員会の理解を得たい、かように考えますので、よろしく願い申し上げたいと存じます。

委員長 | 3番。

3番 | わかりました。

それから、費用弁償を出さないというふうに言いましたが、旅費であれば差し支えないと、こういうことで、それは訂正しておきます。

委員長 | ほかにはございませんか。よろしゅうございますか。

(なし)

委員長 | では、進みます。

4目情報化推進費。5目交通安全防犯費。6目企画費。7目文書広報費。

11番。

11番 | 中身に直接かかわらないんですが、厚岸町、あるいは町長や担当課にいろいろな意見が町内外から寄せられると思うんですが、例えば、今、町長への手紙なんかはやっていますよね。そういうものと、そのほかに、例えば、匿名でいろいろな要望だとか、そういうものも随分入っているのではないのかなと思いますけれども、今年度に入ってからどういうのがあったか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

委員長 | 町長。

町長 | お答えをさせていただきます。直接、私も決済の中で見ておりますので、お答えさせていただきます。

内容を見ますと、ほとんどは匿名であります。内容については、地域の要望、また個人のプライバシーの問題等も若干あります。幅広いはがきが来ております。

委員長 11番。

11番 そういう要望は、きちんと名前を名乗るのが本来は筋ではないのかなといいますが、先ほどの町長の設置した委員会でさえも公開できないような状態でありますから、なかなか町民の中に勇気を出して言えないことというのはたくさんあると思うんですよね。そういう中で、それらをきちんとその中から、これは匿名だからということでそっちへやってしまうのか、それとも、その中からきちんと、これは重大な問題だという位置づけをもって、今はやりの言葉で言えば、改革の立場で取り上げていくのかということがあると思うんですが、そういう点ではどのように行っているのでしょうか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 前段で町長がおっしゃられましたとおり、いろいろなものがありますが、やはりその中でも、仮に匿名であっても、地域にとって、町にとって有益なアイデアみたいなものの中にはあります。それらについては、受け取った後、その関係する各課にそれなりの、匿名ではあるけれども、こういう意見が来ていると。もちろん匿名でないものもそういうふうにしていますけれども、そういう形で担当課、観光にかかわるものであれば観光、道路にかかわるものであれば建設なり、そういうところに役場の中でそれぞれ振り分けをして渡している。それらについては、町民からの生の声、建設的なものでございますれば、当然ながらそれは、もちろん町長にも決済を回して、今後どういうふう処理するかという部分で、いろいろな予算要求とかに反映するものも中にはございます。

委員長 11番。

11番 たまたま私のところに、同じものだというのが送られてきたんですが、町立病院の風除室に灰皿というか、灰皿ですね、たばこの。それを設置しているんだけど、それを撤去することができないのかというようなことが書かれた文書が届いていたんですが、そういうものはそちらにも届いているのでしょうか。

委員長 町長。

町長 届いております。

委員長 11番。

11番 それで、その措置はどうしました。例えば、言ってみれば、今の時代、もうたばこの火は相当肩身の狭いものでありまして、私もその一人でありますけれども、大体もう分煙や禁煙という時代ですよ。そうすると、公、言ってみれば、もう一般の人、すべての人が共有する部分というか、使う、使用する部分、こういうところからはもう排除する時代ではないのかなというふうに思いますけれども、そういうふうにしてもいいのではないのかなと。例えば、高齢者の方がバスの待ち時間があるからとか、いろいろな理屈は成り立つのでしょうか、どうしても吸いたい人は、外にでも灰皿を設置して、そちらで吸ってもらおうというふうにするべきではないのかなというふうに思いますが、私もそういう投書があったものですから行って見たんですけども、やはり天気の良い日などは嫌な人はやはり嫌だなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 投書の件でございまして、待合室の……

(「待合室じゃないぞ」の声あり)

病院事務長 玄関ホールですね。一応バスの待合室になっているんですけども、そこは、以前、以前と申しますか、投書にあるように、あそこへ灰皿を置いておきまして、喫煙できるような状況にあったわけでございます。今おっしゃったように、今は禁煙、分煙という時代にございまして、あそこでバス時間を待つために休んでいる方も結構いらっしゃるものですから、私どもも内部検討いたしまして、あそこは、ご理解をいただいて、やはり禁煙すべきではないかということで、一応張り紙と灰皿を撤去して、そういうふうに進めているところでございます。

委員長 11番。

11番 そうしたら、撤去したと、そういうことですか。

それともう一つ、町長にお伺いしたいんですが、一般質問の中で菊池議員がお尋ねをしていたんですけども、町長の政治姿勢に対して、やはり町民の中でも随分関心があるというふうに思うんですよね。それで、鈴木議員の、衆議院議員の問題なんですけれども、町長は、一般質問の中では、後援会長を依然としてその職にとどまっているというご意見を、そういう立場だということをおっしゃっておられましたけれども、贈収賄事件だとか、あるいは国会での偽証だとかということで、国会でも逮捕許諾だとか、あるいは告発を受けて、今、被告人という立場にあるわけ

ですよね。そういう立場にある中で、依然として町長は鈴木議員の後援会長の職にとどまっていけないものなのかどうなのかという疑問があるんですが、それについてはどのように考えているのか。やはりきちんとしたけじめを、町長は、町民党だとか町民との協働だとかという言葉で盛んにおっしゃっておられますけれども、その辺のけじめをつけられるべきときではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

委員長 町長。

町長 まず、鈴木代議士のことについて、私から、この際、私の考え方を話し申し上げたいと存じます。

鈴木代議士がこのような逮捕、起訴をされたということは、まことに残念であり、遺憾に存じます。特に、私と鈴木代議士は、故中川一郎の秘書同士であります。先輩、後輩の仲であります。そういう仲に、政治的にも、国、道、さらにはまた今日、町、太いパイプの中で、それぞれの議員、また町長という立場で仕事をしてきたつもりでおるわけでありまして。また、鈴木代議士時代も、厚岸町にとっては極めて政治力の強い政治家として期待をしておったことも事実であり、今日までの鈴木代議士が厚岸町に貢献したことについては忘れることができません。しかし、今日になれば、こういう事態というのは二度とあってはならない。政治家は、襟を正し、後ろ指を差されない政治家として、国政、道政、また町政においても、その責任を果たしていかなければならない、そのように町長としても決意を新たにさせていただいておるところでございます。

後援会長につきましては、菊池議員にも答弁いたしましたけれども、私は、昨年、町長に当選をさせていただきました。その中で、直ちに、私は6年間の務めた鈴木後援会長を辞任すべきであるというみずからの意思を持って、鈴木後援会に申し出たわけでありまして。そういう中で、12月に、それに基づいて役員会が開催されました。しかし、いろいろなご意見がございまして、私の後任を選ぶことができなかったわけでありまして。そういう中で今日を迎えておるわけでございます。しかし、鈴木議員があのような事件になったということで、残念なことに、今、厚岸町鈴木後援会は休止状態であります。私としては、直ちに役員会等を開催させていただいて、辞任の確認をいたしたいと思っておりますが、なかなかできない状態にあるわけでございます。私は、現在も町長になったときと同じ考えであります。辞任をいた

したい、辞任をすべきであるというような考えに立っておるわけでございまして、いましばらく時間をおかしたい、かように考えますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

委員長

ほかはございませんか。

(なし)

委員長

進みます。

9目会計管理費。10目財産管理費。2項町税費、1目賦課納税費。4項選挙費、7目農業委員会委員選挙費。5項統計調査費、1目統計調査総務費。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

3番。

3番

社会福祉協議会は補助金の削減がありますので、これに絡めてお伺いしたいんですが、第1回定例会のときにご指摘を申し上げました、この社会福祉協議会は、現在、改築の方途を今進めているわけでありまして、やがて結論を経て、町にもお願ひに上がるというような仕組みになっておりますが、問題は、この4期計画でいきますと、平成15年が社会福祉協議会の改築と、それから16年が、あそこに入っております情報館の分館の厚岸小学校への移転と。それでは改築とが逆になって非常に効率が悪いのではないかということで、是正方をお願いしておりましたけれども、これについては何か具体的にお決めになりましたか。

委員長

助役。

助役

ただいま、社会福祉協議会、福祉センターの中に情報館の分館という施設がある。この社協が今持っている社協自体の改築計画と、それからその情報館のあることによつての整合性ということで、議会でご指摘をいただきました。この調整は、現在までのところ、実際にまだ教育委員会とは実務レベルでは詰めておりません。社会福祉協議会の方では、今、三ヶ年計画では5,000万というような数字、あらあらの数字しか出ておりません。協議会の方としては、どういう形でその改築を進めるか、あるいはご指摘のあったように、エレベーターの問題をどうするかというようなことも踏まえて、今、建築課の方の技術担当に、その辺の積算、これらの作業の依頼があつて、社会福祉協議会としては、その積算をもとに協議会としての考え方をきちんとまとめるということをお話をいただいております。このお話をいただいて、間もなく次期の3カ年計画の調整に入るわけでありましてけれども、ここでその情報

館との絡み等をきちんと詰めていきたいと、そのように考えております。

委員長 3番。

3番 実は、その福祉協議会の方の担当者は私でございまして、情報館の関係もあるわけではありますが、あの分館を協議会として使うという視野の中で今作業を進めていて、大体25日に最終的に部会として決めたいというふうに考えております。その後、理事会に諮って、決定した後、町の方にお伺いをするということになるのではないかと思います。そういうことですから、この15年、16年をどうするのかということについては、ぜひご配慮いただきたいということでもあります。

委員長 町長。

町長 社会福祉協議会と、それから情報館、分館の関係なんですけれども、社会福祉協議会の方からまだ具体的な意見ないしは情報等がまだ——私もそうなんです、課の方にも来ていないようであります。来た段階で、田宮委員の指摘も受けながら対応してまいりたいと、かように思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員長 いいですか。

(なし)

委員長 進みます。

2目心身障害者福祉費。

10番 10番。

10番 昨日、一般質問で、みんな健やか厚岸21という基本計画の話をした、その中で、ノーマライゼーションの理念に基づいて障害者の生涯をという、ちょっと言葉にしてしまうと音になるけれども、要するに、一生を通じてのケアマネジメント体制を構築するんだというお話がありまして、それをお聞きしたときに、ちょっと答弁に当たる助役の方が、私の意図を取り違えていたのかなというようなすれ違いがありましたので、改めて確認をさせていただきます。

あそこでの計画の宣言というのは、イメージとしていいますと、ハムの輪切りのように今の制度はなっているわけですね。1枚目はどこ、2枚目はどこというふうにな。それを、そうではなくて、もともとのハムの原型のように、串を通してしまって、すべてをつないでしまうということだと。ちょっとイメージとしては余りよくないんですが、そういうものではないのかというふうに思いまして、その観点から、そしてヘルスプロモーションの観点から、きちんとした制度をつくっていかな

ければならないんだなというふうに理解しているんですよ。それで、ちょっと確認のため、やるとしたらこんな問題がまず出てくるなというところをちょっと確認したい。

まず、生まれますね、赤ん坊が。生まれたときに産院で、どうもこれは普通でないといいますか、異常を持っているのではなかろうかという疑いがあった場合、これは、その専門家——お医者さんですから、なかなかその、いわゆる医師も、それから助産師も保健師も保育士もみんなそうなんです、正常な人を扱うことについての訓練は非常に受けている。しかし、正常でない、障害のある者を扱う訓練は非常に希薄ですね。ですから、今、児童精神科なんていうものが特化して出てきていますが、そういう専門家から言わせると、通常精神科医や小児科医はただの素人です。ちょうど循環器内科だとか脳外科というのは特化していますね。そのレベルからいうと、通常の内科医は素人ですね。あるいは通常の外科学医は素人ですね。そういう意味です。ということ的前提にして申し上げているんだけど、ですから、どうも何かあるかもしれないという範囲だと思いますが、そのときには健康づくり係の方に連絡があるというふうに聞いていますが、そういう制度になっているんですか。

委員長 助役。

助 役 病院の方などからは、特別そういう状況があった場合に、保健福祉課の方に何か連絡があるということは特段ございません、今の段階では。健康相談などの窓口は常時開設しておりますので、この時点で、そういう事例があった場合に、それぞれの対応をさせていただいているというのが現状であります。

大変申しわけありません。私の認識不足でございました。病院の方からは、保健師の方に連絡があるということだそうでございます。大変申しわけございません。

委員長 10番。

10 番 非常に大事な部分のことごとくさような取り扱いになっているわけですね。そして、連絡があるんですね。連絡があったときにはどういう対応をするんですか。

委員長 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐 助産婦がその家庭を訪問するというふうになっております。助産師でございます。

委員長 10番。

10 番 助産師はその家庭に出かけるわけですね。そして実情を見る。何と言うのか知ら

んけれども、検査とも言わないし、何と言うのかな。とにかく診断するわけですね。

それは、その後どうなるんですか。

委員長 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐 診断書がまいりますので、その診断書の写しをもとに、助産師がその後ケアをするという形になっております。

(「聞こえないな。語尾をはっきり言ってください」の

声あり)

保健福祉課長補佐 助産師が、その診断書をもとにその家庭に参りまして、必要な状況を聞き、そして、状況を把握しながらその後ケアをするという形になっております。

委員長 10番。

10番 助産師は、正常な子供については非常に知見と能力を持っていますが、異常のあった子供についてはほとんど素人に近いですね。十分な診断は、今できる状況にはありませんね。それはここの町の助産師と言っているわけではないんですよ。全国、全部そうですよ。そういう状況ですよ、はっきり言ってね。そこで終わりですか。そのデータというものをどこかに持っていくというようなことはないんですか。

委員長 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐 その診断書をもとに訪問をするわけでございますけれども、訪問した結果を、今度、医療機関に生かすと、そういうことをしております。

委員長 10番。

10番 この場はそこで終わりになるんですよ、現在ね。それだけなんです。しかも、この異常ありの疑いという範囲で大体終わりますね。早くに手を打たなければならぬだけけれども、おたくのお子さんは手を打たなければなりませんよという判断をするだけの能力は、産婦人科にもないし、それから、それを、いわば報告を受けて行った助産師にもありませんね。それが現状というものです。それから、親はそれを認めたくありません。恐らく80%ぐらい、もしかしたらという言い方をもしたとすれば、これは肉親の情というので、私は自分に置きかえて言うんだけど、自分の親のときのことをね。そうすると、あなたの肉親は80%ぐらい危ないよという、いや、20%ぐらいは大丈夫なんだというふうに思います。それが肉親の情です。だから、親は、そんなことはないというところで終わりますね。

それで、次へ行きます。一六健診というのがありますね。1歳6カ月というんで

すか。俗に、専門家の間で一六健診とかと言うそうですが、これは1歳6カ月の健診。これは、いわゆる義務づけられているんですか、親に。それで、これは制度としてありますね。そのときに来ます。もう子供は1歳半になっている。そうすると、どうもこの子は異常がありそうだということの発見、判断がされますね。このときはどうなりますか。

委員長 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐 例えば、言葉のおくれがもしあった場合、これにつきましては、言葉の教室、厚岸小学校にあるわけですが、そちらの方に申し込みをするという形になります。それから、仮にその他の障害があったというふうになれば、これにつきましては、社会福祉係がうちの方にありますけれども、そちらに申し込んでいただいて、母子通園センターに入園申し込みという形が通常の形でございます。

委員長 10番。

10番 言葉の教室ないし母子通園センターへその1歳6カ月の健診があったときにはつなぎましょうと、こういうことになっているわけですね、今のお話だとね。そうすると、生まれたときにどうもおかしいという蓋然性があっても、そこで一たん切れて、1歳6カ月までは処置のしようがないと、こういうことになりますね、制度上は。それで、帯広の緑ヶ丘病院というところには児童精神科というのがありますが、これは、恐らく、道東では唯一でないかというんだそうですね。児童精神科のお医者さんがいらっしゃる。それぐらいやはり難しいようです。ですから、小児科のお医者さん、一般の小児科のお医者さんがそういう子供、いわゆる障害を持った子供の、こういう処置をなさいますとか何とかというのは言えないみたいですね。それが現状だそうですね。

言葉の教室なり母子通園センターに行った方がいいですよと言われて、二つ返事で行く親はまずいないでしょう。だれだって、自分の子供に障害があるなんていうことは認めたくないですよ。いやいや、そんなことはない、まずこれがありますよね。それから、もろもろの子供や兄弟や、あるいは我が家族にいろいろな不利益がどんとかぶさってくるのは目に見えるわけです。これが今の現実の社会です。そういうものがある中で、自分の子供はまともなんだと言いたいのは、これは親の心理ですね。そのときに、いや、少しでも早くそういう施設、あるいは助力を受けて子供に手当てをすることで、子供が少しでもその厄災を少なく済ますことができますと

いうことをいろいろと両親と話し合っ、そういう気持ちになってもら、これはカウンセリングといいますね。このカウンセリングが厚岸町で現在できる立場にある人というのはいますか。

委員 長

保健福祉課長補佐。

保健福祉
課長補佐

1歳6カ月健診、あるいは3歳児健診まで、再度あるんですけれども、一六健診、1歳6カ月健診までは、うちの保健師、あるいは助産師が、家庭を新生児訪問ということで主に訪問しているわけなんですけれども、一六健診で、仮に1歳6カ月健診で異常が生じたということで、通常であれば、先ほど、通常のパターンはお知らせをいたしましたけれども、一六健診、保健師、それから助産師が、家庭訪問で、とりあえずそこで対応しているという状況でございます。

委員 長

10番。

10 番

私は、行政業務の対応をしているかどうかという話を聞いているのでないんです。カウンセリングのできる人がいるかと聞いているんです。いないでしょう。いないんですよ。今、私、それが悪いと言っているのではない。そういう現実があるということを行っているんだから。そうですね。これはいないんですよ、厚岸町は。残念ながらね。ところが、実はいるんですよ。それは障害のある子供を持っている親御さんなんですよ。これをピュアカウンセリングというんですが、ピュアというのは同じという意味だそうです。だから、自分も同じ苦しみを持っている。そして、それをこういうふう乗り越えてきたんだという人にして、初めてそういう人の気持ちの中に入っていけるんですね。これはピュアカウンセリング。いろいろな意味がありますが、その中の大きな意味の1つです。

それで、先へ行きますが、母子通園センターというものが厚岸町にもございますね。ここの理想的な形としては、保育士に、言語療法士に、PTに、作業療法士にというような、いろいろな専門家がたくさんいて、そして、そういう人たちがきちんとその子供に対する、それから、その子供を取り巻く両親やそういう人たちに対するカウンセリングを初めとして、いろいろな治療ができるのが、これが理想のあるべき姿ですね。ところが、それから、現在の母子通園センターは相当それには遠いものではないのかと思うんですが、そこはどう考えていますか。

委員 長

助役。

助 役

確かにご指摘のとおりでございます、今、保育士の資格を持っている者がその

任に当たらせていただいています。この専門的、障害児に対する専門的な知見というのは、やはり相当まだまだ必要な部分があると。そこで、その場面場面によっては、白糠にあります白糠学園というのがございます。そこにはPT、OT、心理士、それぞれ配置をしておりますが、ここから派遣をいただいてその対応に当たっていただいていると。ただ、回数等についてはもうおのずと限度がありますので、親御さんにとってはかなり少ない回数でそれが行われているというのが実態でございます。

委員長 10番。

10番 これは厚岸に限らない話なんです、この厚岸のような体制をほとんどのところはとっているんですね。自前で全部そろえることなんか不可能ですから。そういう白糠学園のような専門のそういうコロニーをつくっていたり、いろいろな制度を持っているところから派遣を願って、先ほどの病院にもありましたが、そうやって派遣の人が来るという話が。そうやってその足りない部分を少しでも補おうとする。ただ、そのときに、これもいろいろな本で、厚岸の場合はどうか知りませんが、来た人がレベルが違い過ぎて、そこにいる人となかなか話が通じなかつたりするというようないろいろなそごもあるようですけれども、とにかくそれをやっている。ところが、今の話を聞いていても、その1歳6カ月健診の前の、生まれたときから1歳6カ月健診までの間に断絶が起きてしまう。それから、今度、1歳6カ月健診や3歳健診と母子通園センターの間がどこまでずっとくっついているかどうか、これにもなかなか難しいものがあるようだ。

それで、今度、母子通園センターである程度の治療、訓練を受けた子供、そして保育所に、今、障害児保育をやっていますから、療法に通う子供もいるでしょう。言葉の教室をやりながら保育所に行く子供もいるでしょう。それで、保育所では、いろいろと学校に上がる前には就学指導もするんでしょうね。そして、小学校に入る。そのときに、母子通園センターや言葉の教室や、あるいは保育所で持っていた、その子に対するいろいろな知見、知識、これはどういう形で受け継がれますか。

委員長 助役。

助役 就学前の障害をお持ちのお子さんに対する適正な対応ということで、これは学校側の方からも要望がありまして、そういう情報を得たいというお話がございます。そこで、そういう状況を外部に知らされることを大変拒むということもございます。

ただ、この場合は、そういう適正な学校に入ってから適正な教育の受け方と配慮が必要だということをお話をさせていただいて、そういう状況であるから、例えば、母子通で持っているような情報を、そういう学校の先生方、これは限られた人でありますけれども、そこにお話をしているかということを知りたい、それでお話をさせていただいているという状況であります。

委員長 10番。

10番 実は、この母子通園保育所と学校の間はほとんど断絶に近いですね、現状は。いろいろな本人の取得しなければならない話に変な形で伝わったとか、何か変な扱いを受けたとかいうようなことがかつてあって、どうも学校には持っていけないと、おっかなくてというような声が現場にあるようです。これは現実ですね。これは特に教育長にも申し上げておきますが、どうも学校の方で——かつてですよ。今はどうか知りませんが、十分なそういう意識のない方がいらしたらしいんだね。そして何かそういう問題があったらしい、何年か前に。そういうことがしこりになって、今もどうもあるようです。これは私もちらちら聞いています。今は全くなければ大いに結構ですよ。

それで、それともう一つあるのは、幼稚園と小学校は割と緊密なだけけれども、保育所と小学校は余り緊密になれないなんていうことを言う方がいるんですね。文部省管轄でないからだっていうような。そういうことが厚岸町であるのかどうかは知りませんが、もしあったとしたらよろしくないですね。それで、小学校に上がると、今度は小学校の中で、悪く言うと選別が行われて、特学だとか養護学級の方へどんどん回されてしまうのはよろしくない。みんな一緒に受けるようにしてくれというような動きも今あります。中学校、ましてや高校ということになりますと、特に、高校の場合には選抜試験がありますから、この障害のある人にとっては非常に不利益になる。そして、いわゆる進学校ではない学校の方に回っていく可能性があるんだそうです。

点数で見ていったときに、そういう子供たちを専門家が見ると、学習障害の子供が入っている可能性が非常に高いんだそうですね。本当は知的レベルは高いんだけど、学習障害があるために点数はいい点数がとれない。そのために、成績がよくないので選別の上ではランクの低い学校に回される、そういう子供たちが結構出てきているという報告もあります。そして、いわゆる荒れる、キレル、いろいろな

問題も出てくるわけですね。

学校を出た後は、今度は、作業所、授産施設というようなものがなければ、その町に住むことはできませんね。というふうに、今言っているのは、けしからん、厚岸町にないのではないかという話ではないんですよ。1人の子供を考えていったときに、実は、この何課の管轄ですとか、それから何係の問題ですとかということではないということが、こういうふうに考えていくと見えてくると思うんです。そして、その全体を通して絶対に必要なものは、その人に充実した毎日を送ろうとして努力しようとする意欲を起こさせる、まさにヘルスプロモーションが必要なんですよ。そのための支援体制をどうつくるかというときの、その1人の人をモデルに置いたときに、生まれてから亡くなるまでを通して——今ちょっとここで切ります。こんなことを言っていたら長くてしょうがないから。その体制をつくっていくのが、まさにケースマネジメント、ケアマネジメントというものではないのかと、そういうふうに思うわけですよ。

そういう趣旨でお聞きしたんだけど、ちょっと私の方の趣旨を取り違えられたようで、余り助役の方からはちょっと違うような話をなさっていたので、今確認で申し上げるんですが、こういう発想で取り組まれるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

委員長 助役。

助 役 障害児に限らず、やはり健康づくりというものは、質問者からお話があったように、妊婦の時期からというものが非常に大切なことであるというものは、データの的にも立証されているというふうに認識をしております。どうも、我々が取り組んできた健康づくりというものが、その時代時代で切れていたと、一貫性がなかったのではないかという反省も部内の中ではしております。そこで、特に、障害者に対するカウンセリング、生涯を通じた対応ということについては、まだまだ我々のスタッフ自体のレベルというものを、これはきちんと高めていかなければならないという考え方もありますし、それから、既にもうそういう専門、特化した知識、あるいは知見、あるいは経験をお持ちの方がもし仮にいらっしゃるのであれば、そういう方のお知恵なりお力を拝借して、この健康づくりを進めていきたいと、そのように考えております。

委員長 10番。

方がいらっしゃるのであればという話は私も全く同感でして、そのためには、こちらのきちんとした理念、コンセプトをつくっておかないと来てくれませんよね。

それで、もう一つお願いなんです、前々福祉課長の現在総務課長も、それから前福祉課長の現在助役も、私どもがやっております視覚障害者の会の会合にはおいでいただいたわけですね。これは大変ありがたかった。そして、そういう障害者の方たちとひざを交えてというか、一緒にビールだかサイダーだか飲みながら懇談してくださいましたね。あるいはお正月の一杯会には一緒になって歌を歌ってやってくれました。そういうふうにしないとほぐれませんよね。公式な場でもって、さあ、皆さん、要望があったら言ってくださいなんて言ったって、何も出ませんわ。そして、その中で、ははあ、障害者という人たちはこういうことを考えているのかというのを随分ひしひしとお受けになったと思う。それをやっていただきたい。

それで、特に障害児ですね。障害のある子供を持つ立場になってしまった。そして、物すごい苦しみと、それから、場合によっては一家心中をするようなところまで追い込まれて、そこから立ち上がって、今、非常にある意味で突き抜けた明るさを持っている人が多いんですけども、そういう人たちがどんな日々の苦しみと苦勞を持ちながら暮らしているかということをもっと知っていただきたい。そして、何を望んでいるかということをもっと——最初はまずえらく怒られると思うんですよ。いろいろなものを持っていますから、ぱっと出ますからね。だけれども、それに辟易することなく、そういう人たちとよく話し合っていて、なるほど、厚岸における障害児、障害者、こういう人たちのためにはこんなふうにつくっていけばいいんだなというものを地元で持ってほしいんですね。それのないところに、このヘルスプロモーションの理念に基づくケアマネジメントの体制の構築はないと思うんです。

それともう一つ、行政の方たちは、どうしても一段高いところにいらっしゃる。何かがあると、教えてあげる、やってあげるということになりがちです。厚岸はそうでないと願っているんですがね。そうでなくて、特に、ノーマライゼーションというんですか、障害者も健常者も一緒に生きていく社会をつくるにはどうしたらいいかというときに、一番よく知っているのは障害者なんですよ。健常者は障害者のことを知らないんですということをもっときちんと念頭に置いて、まず、そういう人たちから学ぼうと。非常に失礼な物の言い方かもしれないんですけども、現実、そうなんです。学ぼうというふうにしていただきたい。そして、そこからこのケアマ

ネジメント体制を構築するということをぜひお願いしたいんですよね。いかがでしょうか。

委員長 助役。

助役 私も保健福祉課に行ってまだ半年余りで、余り口幅ったいことは申し上げられませんが、そういう実は要望もございまして、何回かそういう方たちと、どういうメンバーでというようなお話もいただいて、そのメンバーと一緒に何回か話し合いの機会を持たせていただいておりますし、それから、今は障害者フェスティバルの実行委員会にも、そういう方たちにも参画——当然、その方たちがむしろ主体となって今事業計画を進めている。あるいは障害をお持ちのお父さん、お母さんたちのためのレスパイト事業と。要するに援助をする事業。これは、厚岸町のボランティアの方たちの協力も得て、そういう事業も行ってきているということであります。

やはり根本にあるのは、この障害者の方たちが自立していただくと。みずからのことはみずから進んでやっていただく。そのために、その周りにいる人間がどういう支援ができるかということもあわせて考えていかなければならないと、そのように考えております。これまでの行政の対応、今、10月から新しい体制ができますが、今までは、例えば、知的障害の方に対する対応ですと健康づくり係、障害児、お子さんの対応は社会福祉係、それから高齢者の障害者の方については高齢者福祉係という、町民の方たちにとってみればわかりづらい窓口対応をしてきた。それを障害福祉係という窓口を一本化して、今度は支援費の体制もありますし、その一本化した形の中でそういう方たちに対する対応もきちんと整えていきたいと、そのように考えております。

委員長 いいですか。ほかはありませんか。

(なし)

委員長 進みます。

3目心身障害者特別対策費。4目老人福祉費。

1番。

1番 敬老会の件についてちょっとお伺いしたいんですが、現在、厚岸町では、敬老会を開催する場合には、70歳以上の方を対象としてやっておられますね。70歳以上ということになると、今年は1,861人、該当者がおられたそうです。年々高齢化が進

みまして、来年あたりは 2,000人近くなるのではないかなと思うんですが、これはどうですか、段階的に年齢を75歳まで引き上げるというようなお考えがないんですか。どうでしょう。

委員長 助役。

助役 基本的には、この敬老会というものの主催を自治会、あるいは自治会連合会でやっていただいております。行政の方から何歳以上にしてくださいとかいうお話はこれまでもしてきていないと。ただ、今回、私も何か所か敬老会に参加をさせていただいて、高齢者、お年寄りの数がどんどんどんどんふえてきている。会場も狭くて、身動きもできないというような声も聞いておりました。今後の対応につきましては、それぞれの自治会、あるいは自治会連合会というようなところで、そういう話も出ておったということをお伝えしたいと、そのように思っております。

委員長 1番。

1番 当然、高齢者をいたわるということは大事なことだと思うんですけども、反面、町の財政も大変ではないかと思うんですよ、これね。ですから、何年か前に65歳を段階的に70歳に引き上げたように、段階的に引き上げるような方法をとったらいかがかなと、そういうふうにも思うものですから、連合自治会とも協議をして進めたらいかがかなと、私はこう思って今質問をしたわけです。

委員長 助役。

助役 ただいまのお話、提言として受けとめさせていただきたいと思います。よく相談をさせていただきたいと思います。

委員長 進みます。

6目自治振興費。7目社会福祉施設費。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

3目母子福祉費。4目児童福祉施設費。5目児童館運営費。

休憩します。

休憩時刻 15時19分

委員長 再開します。

再開時刻 15時40分

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。2目健康づくり費。3目墓地火葬場費。4目水道費。6目乳幼児医療費。2項環境政策費、5目し尿処理費。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費。3目畜産業費。6目牧野管理費。

10番。

10 番 ここで聞きしますが、大別の町営牧場のわきでハーブを今つくっていらっしやるので、ここで聞きしたいので、委員長、お願いします。

委員長 はい。

10 番 このハーブ、既に何年になりますか。

委員長 農政課長。

農政課長 試験栽培は、始めて4年目になります。

委員長 10番。

10 番 どのような成果が上がってきていますか。

委員長 農政課長。

農政課長 栽培技術について、一定の習得と申しますか、だんだん慣れてきているという点ではありますが、去年、それから今年と気象条件に恵まれませんで、収量にばらつきが出るといったようなことが出てきております。それで、今年度においては、どういう種のまき方をして、どういう間引きの仕方をすれば一番立派なものができるかという調査を、農業改良普及センターの協力を得て今行っているということであります。

それから、ハードの面におきましては、千葉県の中買業者にこの製品を販売しておりますけれども、その販売を通じて製品の評価についていろいろ指示を受けている。あるいは、輸送の仕方によってどういう状態で物が届くのかということについてもいろいろ情報をいただいて、改善をされているという状況でございます。

委員長 10番。

10 番 わきから見ていてそんなことを言われても困るという話に終始すると思うんですよ、私の話はね。ただ、今のようなお話は、去年も議会で同じことを聞いていますね。そこから余り変わってはいない。規模やそういうものを見ていると、大変言葉は悪いが、家庭菜園に毛のはえた程度のものだ。その域を出ない。農業ですから、それはその年その年によって温度が高くなることもある、低くなることもある。晴れた日が続けば、雨の日が続く。いろいろな条件がある中でやっていくんだから、これは担当している人が大変なのはよくわかる。ただ、試験栽培をあと10年も20年も続けていくのかどうかということになるわけですよ。ですから、今こういうものをやっていながら、どの方向にどういう形で持っていこうとしているのか。ハー

ブはどこまでもハーブでいくというためのハーブなのか。それとも、これは第一歩であって、ここからこういうふうにいるいろいろ巻き込んで、こんなものやっていきたい。その5年計画なら5年計画の今4年目に来ているんだというような話がなければ、先ほどの答弁は去年聞いた話の繰り返しにすぎないんですね。このあたりをきちんと教えていただきたいんです。

委員長 農政課長。

農政課長 ハーブの試験栽培のその後の展開についてであります。前の議会でもちょっとお話をした記憶がありますが、いわゆるオーナー農園として、最初のきっかけとしては、町が施設を準備して、そしてオーナー農園方式で畑を貸して、そこで生産を行っていただくということを一つのきっかけにしようということで、どういう財源対策としての補助事業があるのかという検討は既に去年から行っておりますし、例えば、糸魚沢小学校の空き教室の利用対策と絡めて、あの地域と一体としての何か考えられないかということについても、教育委員会、あるいは庁内で協議をしている段階であります。

ただ、問題は、今のところ、寒冷地向けハーブの栽培ということを高齢者や、あるいは高齢者等の生きがい対策として、あるいは副収入対策として広めていきたいという目的を持ってやっておりますが、そのオーナー農園のようなものを整備して、その成果を踏まえて、それでさらに広げていくことが可能かどうかということになると思うのであります。そこに行く前に、現在、2年続けて悪天候に見舞われて、収量にばらつきが出るといったような問題点も出ておりますから、その技術的な問題と、それから経営の問題についてももう一度洗い直しをして、その先に進むにしても、洗い直しをしながら次の対策を立てていきたいというふうに考えております。

委員長 10番。

10番 今、くどくは申しませんが、今のオーナー農園の構想や、そういうものも大体前にも議会で聞いていると思うんですね。だから、問題なのは、聞きたいのは、ここまで実現可能性が出てきたとか、あるいはこの部分は大体でき上がってきたとかいうことがなければ、去年も検討していたし、今年も検討しているのかと、聞く方はですよ。あなたたちの中ではその熟度がどんどん上がってきているのかもしれないけれども、それがわからないんですよ。だから、こういうものについては、今、天候不順もあってなかなかそんなところまでいけないと。その前に、実がならない、

育たないというところで四苦八苦ししているんだというのが本音ではないのかなというふうには思うんだけど、ハーブだけのハーブでいくのか、それとも、それをもっといろいろに広げて、この寒冷地でも育つようなものをみんなで作っていかうとするためのものなのかも、まだ私の方にはよく見えてこない、そちらの話では。

そういうところを含めて、今出せる段階になれば、なるべく早い時期に、そういう具体化できる、あるいはその第一歩が踏み出せそうなもの、だめなもの、それから、やってみたけれども、これはやめた方がいいのではないかという部分、そういうものをやはりきちんと出して、大きな戦略を見せていただきたいんですよ。今できなければ、また次の議会やそういうときに示していただいても結構ですから。

委員長 農政課長。

農政課長 今のところ、栽培、その作目につきましては、寒冷地向けのハーブということで絞ってやっております。それを、例えば、山菜とか、そういった地元の資源を生かした方向へ広げていくかどうかということについての検討は、残念ながらまだ全く行っておりません。それで、この2年、天候不順に見舞われて、そういった収穫のばらつきが起きておりますので、それにどうやって対抗、対抗といいますか、それをどう克服していくかという手法について、今年の春から、北部改良普及センターのご指導をいただいてさまざまな今調査をやっているところでございます。ですから、その調査結果も踏まえて今後の展開を決めなければならないというふうには思っておりますが、もしこのまま、天候に左右されて、副業とはいえ思うような収入が得られないという状況であれば、そのときはまた別な判断をしなければならないということも考えながら、今進めているところでございます。

委員長 いいですか。

(なし)

委員長 進みます。

7目農業施設費。

11番。

11番 今回、この修繕料、9,000円計上されているんですが、尾幌の農業研修センターの備品の傷みぐあいはどのように押さえていますか。

委員長 農政課長。

農政課長 備品というのは何を指しておられるのかということをちょっとこちらからもお聞

きしたいと思いますが、今回の修繕については大研修室のあの大きな暖房機の故障の修繕ということでございます。

委員長 11番。

11番 あそこの大研修室で主に使われていると思うんですが、机はどのぐらいちゃんとしたのがあって、どのぐらいが壊れているのがあるか、それはわかりますか。

委員長 農政課長。

農政課長 正確な数は把握しておりませんが、相当数使えないものがあるということにつきまして、私もあそこを会議等で利用させていただきますので、承知しております。

委員長 11番。

11番 それは、いつからそういうふうになっているんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 もう相当前からそのような状態が続いておりまして、新しいものはその後入っていないというふうに承知しております。

委員長 11番。

11番 あそこは全く利用されていないとかというのであればわかりますけれども、私もたびたび使わせていただくことがあるんですが、何年たっても壊れたら壊れっぱなしなんですよ。そして、新しいのを入れなければならないのか、それともきちんと修理をすれば使うことができるのか、そういうことも含めて、ずっと改善されないというのは、これはどういうことなんでしょうか。

委員長 農政課長。

農政課長 改善されないで今日まで来ているということにつきまして、緊急の課題として、あるいは利用者からの要望とか苦情とかとして、机が足りないということは直接私どもには来ておりませんでした。しかし、だからといって故障したものをそのままにしてほうっておいていいということにはなりません。したがって、今後、そういったものについての更新が必要かどうかについて、あるいは修繕が必要かどうかについてもうちよっと詰めていきたいというふうに考えております。今日までは少し、そういった意味では放置されていたということを率直におわび申し上げたいというふうに思います。

委員長 11番。

11 番 結果的には、そうすると、黙っていれば黙ってそのまま置いておくということだ
と思うんですね。だから、結果的には、利用する人がいろいろ工夫するわけでは
しょう。使いものにならないんだから、何客も。隅の方にそれが押しやられていて、
そして、どうしても必要な場合は、他の施設や、あるいはどこからか借りてきてで
も使っているというのが今の現状なんです。そういう要望はないというより、結
果的には管理責任でないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

委員長 農政課長。

農政課長 全くそのように思って、申しわけないと思っております。

委員長 11番。

11 番 それだったら、どうやって改善するんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 故障している機の数量を正確に把握をして、その対応策について早急に結論を出
したいというふうに考えております。

委員長 11番。

11 番 それは新年度の予算に反映されますか。どうですか。

委員長 農政課長。

農政課長 反映させたいというふうに考えております。

11 番 では、そのようにお願いします。

委員長 ほかはありませんね。

(なし)

委員長 進みます。

2 項林業費、2 目林業振興費。5 目特用林産振興費。3 項水産業費、1 目水産業
総務費。

1 番。

1 番 ここでアザラシのことでちょっとお聞きしたいんですが、先般、環境庁が、アザ
ラシを鳥獣保護として指定をするということで、調査をするような報道がなされて
いたんですが、厚岸町も大黒島湾内に相当数のアザラシがいるんですが、調査の依
頼などは来ておるんですか。

委員長 水産課長。

水産課長 お答えを申し上げたいと存じます。

ただいまのご質問でございますが、調査の依頼については、厚岸町の方には具体的にはございません。

委員長 1番。

1番 それで、そのうちに恐らく来るのではなかろうかと思うんですけれども、生息調査だけでなく、やはり漁業者が被害を受けているんですから、その被害の調査もするように、町の方で国の方に、環境庁の方に要請をしていただきたいと、このように漁業者は言われておるんですが、その点についての対応をしていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

委員長 水産課長。

水産課長 ただいまのご質問でございますが、実態調査、さらに被害の調査についても国の方に要請をしていただきたいというご質問でございますが、私も、テレビを見ておりまして、このニュースをテレビで知ったところでございます。早速、釧路支庁の方に照会等かけたところでございますが、具体的に、この調査等の内容が明らかでございませでした。追って、ただいまご質問者がおっしゃっていたように、テレビの中では被害の実態調査もということで出ておりましたんですが、その辺も再度確認をさせていただき、要請をしてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 1番。

1番 これは、鳥獣保護に指定をするというんですから、たしか、これはすると思うんですよね。することはいいんですけれども、反面、指定することにおいてまた頭数がふえて、被害が増大するというような心配もありますので、指定するのであれば、被害調査をして、被害の補償もしていただくようにしてもらわないと、漁民は大変なんです。そういうことを十分踏まえて要請をしていただきたいと、このように思っております。

委員長 水産課長。

水産課長 漁業に対する被害の実態調査の要請をしてまいりたいというふうにお答えを先ほど申し上げておりますが、ただいまのご質問では、被害に対する補償というふうなご質問でございますが、この被害にかかわる補償等についても、どういう形で補償ができるのか、現在ではまだ未知数でございますが、被害実態調査とあわせてそういったことも考えていただけるように、要請をしてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 いいですか。

(なし)

委員長 進みます。

3目漁港管理費。

18番。

18番 ちょっとお伺いしますが、需用費の修繕料の内容を教えてください。

委員長 水産課長。

水産課長 修繕料の65万 5,000円、今回補正をお願いしたところでございますが、この修繕の内容でございますけれども、漁港の若竹埠頭におけます道路街灯の修繕、それから港町の市場前の街灯の補修、さらには湾月町の漁港関係でつくりましたトイレの女子、さらには男子トイレの水漏れ、さらにはモーターの修繕。それから、床潭漁港におけますトイレの水洗の補修、それから港町の市場のところにございます休憩施設のドアの修繕ということで、今回新たに65万 5,000円の補正を願ったという内容でございます。

委員長 18番。

18番 今、若竹町第1埠頭の防犯灯というんですか、街灯についての中に入っていると
言われておりましたが、これは何灯壊れて、電気がつかなくて、何灯取りかえるよ
うな予算を組んでいるんですか。

委員長 水産課長。

水産課長 若竹の埠頭については、4灯の街灯を補修ということで予算を計上させていただ
いております。

委員長 18番。

18番 4灯ということは、あそこには全部で9灯ありますね。若竹町岸壁にね。そして、
今現在球が切れているのが、1灯の電気に2個の球がついていますから、14個切れ
ているんですね。特に、海岸線の方、海の方、岸壁の方はもう暗い、真っ暗い状
態。それが、この電気は今々切れたものでないんですよね。去年、おととしから切
れているらしいですよ。なぜこれだけ切れるだけ放置していたのか。今4灯直すとい
ったって、6個かそこらしか電気がつかないんですね。一遍にこれは全部切れた
わけではないんですよ。さっきの11番の谷口委員さんの質問ではないんですけれど
も、なぜこんなに球が切れるだけ放置してあったんですか。去年あたりからもう再

三そういうような話があったかと思いますが、今4灯ぐらいつけたっていったって、14個も切れているんですよ、球。ついている電気が4個しかないんですよ、若竹町の第1埠頭から、若竹町から岸壁に向かって。お願いしたのも、ことしお願いしたのは、確かにあれは7月ですよ。7月の月初めですわ。そうしたら、課長は、すぐ、岸壁の方だけでも何とか明るくしますと。でなくても、今、盗難だとか船のいたずらとかガソリン抜かれたとかって、再三そういう苦情があると思うんです。役場の方に来ているか来ていないかは、それはわかりませんが、漁師間の話ではそういう話が再三聞かれます。

その中で、今回、8月20日ですか、灯籠流しがあったときも、風と雨と波でもって大変な日だったんですが、灯籠流しをしたそうです。私も行って見してきました。真っ暗ですよ、岸壁。行った車でもって電気をつけて、そして船に灯籠を積んで、足元を車のライトで照らして、そして灯籠流しをしているような現状なんですよ。それは昨日、今日切れたわけではないんですから、さっきの話ではないですけども、そういう話があったら、すぐ行って見て、1灯か2灯切れていたというのならそんなに——すぐ直せると思うんですよ。確かに、これは14基も球が切れているから、18あるうち14も切れているんですよ。

そのほかにまだまだ、横の岸壁も電気が、魚釣りをしているところの前、消防の前あたりの街灯の電気がかなり切れているんですが、4本立っているうち3本切れているんですよ。1本しかまともについていないんですよ。そこらを把握しながら、4灯とかでなくて、もしできれば全部つけてやってくださいよ。どのくらい——あれは普通の電気と違って確かに高いと思います。2万円ぐらいするのかなと思いますが、せっかく街灯が立っているんですから、防犯のために立っているんですから、早くやれば1灯か2灯で済んだんですよ。それを1年半も2年も投げておくからああいうふうになってしまうと思うんです。そこらはどうですか。

委員長

水産課長。

水産課長

お答えを申し上げたいと存じます。

若竹の第1埠頭につきましては、私も早速足を運んで、夜間、電気、今おっしゃいましたことについては確認もさせていただいております。前段、補修についてご説明申し上げましたが、今ご質問者もおっしゃっていましたが、1灯当たり2万何がしという金額が補修にかかるといったことで、参考見積もりをちょうだいいた

しておりますけれども、28灯あるうち、ついているのが何灯もないというお話でございますし、また、マイナス3メートル、魚つりの方の消防側のお話も、4灯のうち、ついているのは1灯だと。あとの3灯は切れていますよと、こういうことでのお話でございますが、この照明も、1灯の支柱に2つ電気がついたものと、支柱1本に1つの電気がついたものと、2つの型がございまして、第1埠頭の中央部分には1つの支柱に2つ電気がついた形のものそれぞれ先端から陸側に向かって設置をされておるわけでございますけれども、千鳥ごしというのも何でしょうけれども、片方がついている部分、全く切れている部分というのもございますが、私どもとしましては、船が係船をする接岸、岸壁、エプロン側のところの照明を今回の補正で速やかに改善をいたしたいというふうに考えてございます。

さらに、マイナス3メートルの釣り人の方のお話もございましたが、実態等を十二分に調査をいたしまして、できるだけ改善を図ってまいりたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 いいですか。ほかはございませんね。

9番 9番ですか。3目ですよ。漁港管理費ですよ。やるんですか。

9番 9番。

9番 ちょっとお願いします。ここに漁港周辺環境整備委託料とございますね。449万3,000円の予算で。まだ行っていないのか。

(「いや、行っている」の声あり)

委員長 いいですよ。

9番 委員長が行っていると言うからいいんです。これをちょっと簡潔に説明願います。

委員長 水産課長。

水産課長 ただいまのご質問の漁港周辺環境整備委託料ということでございますが、歳入のところでも提案理由の中でご説明がございましたが、これは、北海道の平成14年度におけます緊急地域雇用創出特別対策推進事業ということで、これは町村の実施する事業分でございます。これの追加事業ということで、今回、事業の募集がございました。それで、その募集に、私ども水産課が、漁港周辺環境整備事業という名を打ちまして北海道に要望を申し上げたところでございます。釧路支庁の段階では、私どもが考えておるこの事業でございますが、とりあえず支庁段階では採択の通知をいただいたところでございます。北海道は、9月の道議会、開会されております

が、9月の道議会に補正予算を計上いたす予定になってございまして、最終的なこの事業の北海道からの内示については道議会の議決後になろうかと思いますが、私どもといたしましては、できるだけ早急に事業着手ができるようにということで、今回補正予算を計上させていただいたところでございます。

どういふことをするかといいますと、この事業は、民間に委託できる事業であること。そして、事業費に対しまして人件費の割合が80%以上確保できること。こういふことで、私どもが考えておりますのは、厚岸漁港、さらには床潭漁港周辺等の巡回、監視。これは、過日、若竹第2埠頭で大変不法にごみ等がございまして、看板等を設置。さらには、無線等を通じまして周知をしてきたところでございますが、これらにかかわる巡回、監視と投棄ごみの清掃作業。さらには投棄防止用の看板を6カ所ほど設置をしたい。さらにもう一つは、環境マップといいますか、この事業で、漁港施設、さらには湖内の養殖施設等を含め、ごみ投棄の防止を町民の皆様に訴えるために、マップをつくって全戸配布をいたしていきたいという内容でございます。

委員 長 9番。

9 番 もう一つ教えていただきたいと思ふのは、苫多門静漁港ですか。現在どのような進展をしておるか、教えていただきたいと思ふます。余り微に入り細に入りはいいからね。

委員 長 水産課長。

水産課長 門静漁港という質問者のお話でございまして、この門静につくられる、いわゆる船揚げ場といいますか、これは、今の計画でいきますと、平成17年から着手をいたしまして、最終年次で平成20年の中で、今の事業費で17億 8,000万という事業費を予定されてございます。当然護岸等ができて、施設としては、船揚げ場、それからマイナス 1.5メートルの物揚げ場と、それに通じる道路等が整備されるという内容でございまして。

委員 長 いいですか。

(な し)

委員 長 進みます。

4目漁港建設費。6目水産施設費。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

10番。

10 番

このごろ非常に不景気のせいか、消費者をねらった悪質な商売がはやっているようです。それで、厚岸町でもそういうものがぽつぽつ出ているような話も聞いているんですが、つかんでいますか。

委員 長

商工観光課長。

商工観光
課 長

お答えを申し上げます。

私どもの課の方で、情報としてそういった悪徳商法、悪質商法のたぐいのものが地域に入っているぞという話は、都度、聞いております。例えば、布団の——これは昔からのパターンなんでありますが、綿の打ち直しをしてあげるからというようなたぐいで飛び込みが入ってくるだとかというお話を聞いておりまして、対応としましては、その地区にいらっしゃる消費者協会の会員の方に情報を確認させていただいて、こういうことで注意しようやみたいなお話もできれば地域の中でしていただきたいというようなお話もしながら、直接的にその業者と私どもがかかわるという場面はまだございませんが、情報として入ってきているということでございます。

委員 長

10番。

10 番

これは水道課にも絡むんだけれども、先般、役場の方から来ましたとあって、随分、特に湖南地区で多かったようですね。特にお年寄りのところをねらうようなんだけれども、うまいですね。役場の方から言われて来ました。それは方角を行っているんだそうですよ。それで、道路の本管まで各家庭から続いている枝管があるんですが、これは年に一遍掃除しないと詰まってしまいます。それで、役場の方から言われて来たんですが、今それでもってこの地域をやっていますからどうですかというようなことを言って歩く。うまいんですね。代金も1万円から1万5,000円。これが5万とか10万とかいうとみんな考えるんだけれども、ちょうど手ごろなんです。それで、おお、そうかそうか、頼む頼むというんで、結構被害に遭っている。何か、らしいことをやって帰っていくんだけれども、まさか管の中をのぞいているわけではないから、きれいになっているかどうかはわからないし。

それで、たしか一遍これ、一遍か二遍、防災無線で流したのではないですか。そこまで流すまでですから、相当被害が発生しているというのをつかんでいると思うんですよ。これは後追い調査をしていますか。

委員 長

水道課長。

水道課長

お答えいたします。

私どもの方へ、その汚水管の清掃の関係で3件ほどお客さんから私どもの方に問い合わせがございました。その中で、私どもは、確かに公共ますから自分の排水施設は個人の持ち物なんですけれども、それらについて詰まっているかどうかというのは、それは自分の管理なんですけれども、いずれは、詰まるときがあったときには清掃等をしなければなりませんけれども、私どもの方で今早急にそれをやらなければならないということで、役場の方から依頼してそういうことはしておりませんと。したがって、もしお客さんがそういうものをやるのであれば、逆に、排水設備をされた業者さんに相談してみて、その結果でもってやってもよろしいのではないですかということで私どもは答えております。それにつきましては、電話でいただいたのが3件、それから直接役場の方に来られた方が1件ございました。

それ以外についても、やはり同じような言い方で、今この地区にそういう清掃が入っていると。本来であれば5万くらいかかるんだけれども、今やると3万程度で済みますよとか、そういうような商法をやっていたようでございます。それでもって、私ども、会社を確認しましたかといったら、「名刺をいただきたい」と言ったら名刺もくれなかったと。後ほど会社名をちゃんと言ったそうですけれども、それを調べましたら釧路の方に会社がありましたので、それを専門にやっている業者さんみたいでございます。今のところはそういうことで、私どももそのまま放置しておけないということで、14日の夕方ですか、防災無線でそれらについて周知しております。

委員長

10番。

10番

防災無線を流したというのは大いに結構だと思うんですが、やはり余り周知していませんね。やはりそのとき聞かなかった人というのは結構多いんですよ。あの防災無線の流れた後も、やはりその業者は動いていたようです。そして、いやいや、うちは頼んでしまったんだけれども、そんなだったのかいというような話も私は耳にいたしました。ただ、その防災無線を聞いていないですから、前の日か後の日かははっきりしませんが。そういうときにはやはり、そういう業者は商売ですからどんどん動くに決まっているわけで、今の話、課長の話を聞いていても、私の聞いた話でも、これは完全な詐欺まがい商法ですね。ですから、こういう風体のこういうのが入ってくるおそれがあるとわかったら、やはり前もってそういう地域には何

らかの形でぴしっと周知して、被害に遭う人を1人でも少なくするということが大事だと思いますよ。そういう積極的な態度が必要だと思いますよね。

それで、これは、下水掃除に限らず、先ほど言った古典的なものでは布団がありますよね。あと、健康食品がいろいろあります。健康器具がありますね。大体パターンはいろいろあるんだけど、こういうものについては、先ほどの商工観光課長の言うように、その町内会でちょっと話し合ってくれというのではやはり消極的にすぎないのではないかと思いますよ。非常に熱心な町内会で、わっと動くならいいですよ。でも、皆さん忙しいんですよ。だから、やはりこういうものはもういろいろな機会をとらえて言っていかなければだめです。特にお年寄りの家庭ねらいで入りますから、これはもうちょっと積極的に動いてほしい、そういうふうをお願いします。

それから、09金融というんですか、これはご存じですか。

委員 長

商工観光課長。

商工観光
課 長

特に、地域のお年寄りの世帯に対する対応の問題、私どもは、今の時点では対応不十分だという認識も持っております。実際に被害に遭った後にご相談に見える方のお宅を訪問することがあるんですが、玄関の先に「押し売り御免」ですとか、何か消費者運動にかかわっているなみたいなことを玄関に表示しようやと何年か前に担当の方でそういった取り組みもしております、そのステッカーを張ってある。張ってありながら、やはり業者は入ってくるということが現実にありますので、行政、あるいは協会の皆さんと地域に出前講座に入っていくですとか、情報が入ってきたときに行政が情報キャッチも含めて地域に直接入っていくということを心がけていきたいなというふうに思っております。

それから、後段にありました 090の金融のお話は、道路のガードレールのところに何とかキャッシングという掲示がございました。このたぐいの話かなというふうに認識をしておりました。

委員 長

10番。

10 番

厚岸町で被害は出ていますか。

委員 長

商工観光課長。

商工観光
課 長
委員 長

私どものところには、情報として届いておりません。

10番。

10 番 これはなかなか被害の実態をつかむのは大変だと思います。ただ、各地で今、日本弁護士連合会なんかの方でも、あるいは各地の消費者センターでも、今これは非常に重要視していますね。非常に悪質なやみ金融ですね。こんなことを議会で言ったから、私、今日あたり追突されるかなと思うぐらい恐ろしい人たちの組織のようです。3万借りたら、1週間後に7万返せと言ってきたというような事案がぼんぼん出ているそうです。非常に小口で金融をやるそうです。携帯電話でやるわけですね。だから090から始まるのかな。それで、俗に090金融とか09金融とか、そういう言い方をするそうです。このちょっと使いませんかという式の看板が、電柱だとかガードレールだとかに張りつけてあるわけですね。あるいはひもで結わいてある。釧路市なんかでは、これは随分協議会をつくって、どんどん今撤去しているそうですが、厚岸町ではそれについてはどういうことを考えておりますか。

委員長 管理課長。

管理課長 今言っている090金融、私が知っている範囲では、今、国道、道道ですかの道路のガードレールといいますか、それに張ってあるのは承知しております。それで、町道にとりつけられているのはちょっと確認はしなかったんですけども、そのようなことがあれば、当然、開発、それから北海道、それから私ども町も一緒になって警察等と相談しながら、その撤去について協議していきたいというふうに考えております。

委員長 10番。

10 番 今話を聞いていると、私がここで指摘したから初めて出てきた話ですね。こんなものはとうにやっていないなければならない問題でしょう。各地でもうそういう動きが出て、隣の町でもやっているんですよ。だけれども、全然何も動いていない。早く言うと、放置している。それから、今、ほかのいろいろな悪質商法と一口に言われるいろいろなものに対する対応にしても、ひっかかってしまったという話を聞いたときに、こういうのがあるから、まあ、町内会でもって話し合ってくださいという程度のことしかやっていない。消費者保護に対して非常に消極的だと言われても仕方がないのではないかと思います。いかがですか。

委員長 商工観光課長。

商工観光課長 委員ご指摘のとおり、去年、行政側も力を入れながら消費者協会を立ち上げていただいたという実態でありまして、その中で、行政の役割としましては、消費者協

会の運営の支援も含めて、行政としての相談窓口を持ちながら、道が持っています機能でありますとか、釧路市が持っております相談機能ですとかというものを有効に使わせていただきながら、被害の解決に努めていきたい、こういったレベルの話でありまして、事前にどうしようかという部分については、町民生活の安全を守るという意味では、甚だ欠乏していたという認識しております。そういう意味で、ご指摘いただいた部分も含めながら消費者対応の問題に当たれるように、さらに研究をし、検討し、進めていきたいというふうに思います。

委員長

10番。

10番

消費者協会を免罪符にしないでくださいね。そういうものをどんどんつくってやることは大いに結構なんです。ただ、具体的に今出てきているものには素早く動いてほしいということを言っているんです。だから、例えば、その09金融だか何だかの看板なんていうものを、その張っている者に「撤去せい」なんて言ったって、するわけないんですから、これはもう違法何とか物になるのは目に見えているわけですから、もうそれこそ今日じゅうにでも撤去してしまうような素早い動きをしてほしいということなんです。全体的な組織構築、全体的な協議会、そういうものは大いにやっていただきたいけれども、それを免罪符にして今動かないということでは困るんです。

それから、さきに下水に関しての妙な業者に関しては防災無線が流れました。これは大いに結構なんだけれども、ああいうものは繰り返し繰り返し流してほしいんですね。そして、そういうことに非常に敏捷に反応する町だということになると、入ってくる方の心理としては、やはりおっかないですから、それだけでも予防になるわけですよ。ですから、やはりそういうことを十分に考えていただきたい。特に、この悪徳業者に関して、営業の自由があるとか何とかということでは腰が引いていたら、向こうはどんどんやってきますから、その点、よろしくお願ひしたいんです。

委員長

商工観光課長。

商工観光課長

ご指摘のありました部分、重々私どもの認識として受けとめさせていただきながら進めていきたいと思っております。090の悪徳金融のお話であります、これも、委員おっしゃるとおり、業者がみずから撤去をするなんていうことは考えられないわけでありまして、そういう意味では、警察当局との連携ももちろんでありますし、

施設を所有する、だれが撤去するという場合には施設の所有者ということになりますから、開発局、それから土木現業所、それから町の管理部門と連携をとりながら、早速対応させていただきたいというふうに思います。

委員長

進みます。

2 目商工振興費。

9 番。

9 番

ちょっと委員長、この予算は、都市計画、建設課、都市計画係 3 万 8,000 円。ここに関連しまして、これは中心市街地活性化基本計画作成事業。この間の一般質問の中で、私、中心市街地と産業とのかかわり、関連を強く求めたが、その方の答弁はさっぱり、はっきりした答弁でなかったような気がしますから、それをひとつ確認したいと思いますが、豊かな海と町のかかわり、これはいいですよ。ただし、漁組の工場から橋のこっち側、あの辺を釣り及びレジャーの公園に書くというような物の考え方そのものがどうなんだ。東京のお台場で遊び場がありますわな。横浜には山下公園があります。きれいな遊び場。しかし、山下公園は外航船の船着場の場所なんですよ。東京お台場は東京港ではございませんね。あれは遊び場でいいですよ。何でこの厚岸の漁業……。建設課長は、昨日、橋がどっちへかかるかわからんからそのときと言ったけれども、橋はどこへかけるかは、厚岸が主体性を持って、これは道に要望すべきものだと思いますよ。橋をかけることによって厚岸の産業の基盤をなくし、そのもし損害が起きたら、これはどうしますか。あそこは生産の場ですわな。

海は全国民のもんだ、みんなのものである、それはそれでわかりますけれども、まだ釣りは、遊ぶ場所はたくさんございますね。東京や横浜のようなさばくなら海のそばに公園も必要ですが、公園じゅうに囲まれて暮らしているの、我々はね。全部これは公園でしょう。産業や商売に損害が起きるような場所に——昨日の説明ですと、やるようになったら、管連の人たちと話し合っただけでも変更することもあり得るとい話はしておりますが、しかし、初めからそんなものを書く必要はないではないですか。暇で遊びはいろいろな——昨日も言いました。何と言いましたか、英語。あんたは詳しいな。いっぱい座ってもってしゃべるやつ。タウンミーティングとか何とかありましたな。昨日言いました。まあまあ恐ろしい。うちの孫たちに「漫画かけ」と言えばかくような考え方、案を堂々とたくさん言いました。それが随分こ

の中に書いてあるんですよね、それを。ただ、それをひとつ考えてもらいたいと。

もし船や漁船が——水産業はどうなるかわかりません。今の漁船が半分になりました。なることもあるかもしれませんが、将来は。その場合、どういうことになるかといいますと、厚岸がタウンになるんですよ。いいタウンではないですよ、これは。ゴーストタウンになるんですよ、これは。廃墟になりますよ、そのとき。例えば、この間、私は物好きだからあちこち遊んで歩くんですけども、日光ね。日光には多いときは3万ばかりいた。日光の人が、日本一小さい市だと言いましたから、あんた、一番なんてえばるなど。北海道にはまだある。歌志内とって、今、人口五、六千の市があるんだと言って、ああ、そうか。1番ではなかったかとかっかりした。悪い方の1番だよ。3万あった市が、今半分しかいないと。なぜ半分になったか。古河電工が、あそこが発祥地の地であります、関連が盛んなとき3万になったんです。古河電工がグローバル経済の中でリストラして、その人口が半分になってしまおうと。半分になっても市は市だからなと言っていました。半分になっても、どういうわけだか、今度町にしないで、いつまでも市なんだね。これは変だと。これは国のあれですから。現実はそのですよ。世界の遺産である、世界遺産と言われるあの日光東照宮、中禅寺湖、男体山、いろいろな古い菩薩あります。2万いないんですよ。3万の半分ですわ。

釣りや公園で、レジャーで、厚岸までが、今1万2,000幾らですか、暮らすなんて考えられないですよ。ゴーストタウンになるんですよ。それですから、そうならないようにするためには、せつかくやったものが反映されるために皆さんは努力しているのですから、そのためにも産業なくては絶対あり得ないということだけ申し上げておきたいと思いますが、町長のお考えはどうでしょう。あの青写真を見てびっくりしました。これは遊んでいけばいいなど。ここでみんなが生活できるものなら、こんな幸せはないなと私も思ったんですが、どう考えてもそうはならないと思うんですが、町長、この辺、どうですか。

委員長

建設課長。

建設課長

基本的には、昨日も申し上げましたが、中心市街地の活性化基本計画そのものが民意主導の中での計画づくりでございます。そして、湖北地区の市場周辺そのものは、中長期という形の中では、かなり将来を見据えた形での絵になっております。したがって、現在、あの荷揚げ場がすぐ変わる絵とか、そういう形での考え方

ではございません。ただ、将来的に、あそこの施設もかなり老朽化してきております、市場そのものも。それから、組合の本部も老朽化してきております。それらのことからいって、漁港整備の計画づくりの段階から、漁組の移転、さらに漁組の機能性という考え方では市場の移転ということも将来は考えられる。そういう動きは過去にもございました。

ただ、そういう時点でなってきたときには、当然、漁港の跡地利用も含めて、機能性ということを考えていかなければいけないだろうかと。そういう中では、そういう住民とのつながりの中での人の交流という形で、公園的なものも一つは考えられるのではないかとという形の中で、将来という形の中でそういう絵づくりが民意主導の中でできてきている。決して、今のところを動かして指定しなさいとかという、そういう発想ではなく、将来こういうことになった段階であり得るなという形の中でそういう絵がかかっている。それも、中長期という形の中では、その計画が当然漁港計画サイドがまず主体ですから、中心市街地活性化計画ではそういう絵がかかっても、実質的に物をやるときに、町が主体の中でやるという形でなく、それをやるとすれば、漁港計画の中で動かなければいけないだろうと。そのためには、当然、関係機関との協議や何かをしながら仕事を進めていかなければならないと、そういう考え方で、決して産業を否定する意味ではなく、計画自体は、民意主導の中で、将来考えられることを置いたという形でご理解いただきたいと思います。

委員長

9番。

9番

今、民意主導というお話がありましたね。それはいいんですよ、民主主義の「民」。非常に美しい言葉でいいし、それが町民、国民全部が、将来、明るい社会を築くというのは、これは民主主義的な非常に美しく、こういうのが入るんですが、現実というのはそうもいきませんな。将来は、そんだったら、将来はまだまだ忙しいかもしらん。将来、廃墟になって、ここはがらあきになるかもしれない。将来といたたらだれもわからない分野がありますからね、将来といたしますと。あなたの言うとおり。さらに、まだまだ利用度が高くなるかもしれない、将来はね。わからんです。これだけの機能が、向こうへ移転しようにも、あそこは空き地でないですよ、もう既に。まだ向こうを利用する方法もあるんですよ。民意といたって、そこを考えなくて、どこか遊ぶ場所ないか、コーヒー飲む場所がないとか、そういうばかりでわんわんしゃべっているね。働く場所がないというんですわ。あなた、働く場所

をつくりなさいというんです、私。それが民主主義なんです。

それぐらいの厳しさを持っていかなければ、さっき、日光の話をしましたが、そうなんですわ。歌志内、炭鉱閉山のいろいろな補助金をもらってやっていたけれども、どんどんどんどん減って、うちらが10年ばかり前に行ったとき、8千何百人だったけれども、今は5千何百人だそうですな。減るんですわ。それは何でもない。基幹産業がなくなったとき、全部減るんです。いわゆるこれが、ゴーストタウンという言葉はここから出ている。そう楽して世の中暮らせないですよ。

ところが、この間、何だかの会議へ出たら、幸せな民族の集まりだと思いましたな。それが民意としてあらわれるのであれば、これは恐ろしいと思ひまして、町長、私、申し上げているんです。あんなところに、どうせ将来なら書かねばいい。遊び場公園、釣り公園なんて書かねばまだいいですよ。私は言わん。産業のことをこっちへ置いて、将来あそこが空き地になって、水産がだめになって、あっちへ移転して、ここががらあきになったから、そういう構想は、今からつくるのは非常に疑問に思うんですよ。将来はわからないよ。わからないんなら、将来、逆な将来もあるんだから、書かないんだよ、そんな遊び場。わからないんだから。書くから疑問に思うんですよ。この辺、どうでしょう。

委員長 町長。

町長 厚岸町は、歴史が物語っておりますように、漁業で開かれ、漁業で反映をいたしております厚岸町であります。また、今後も漁業で経済の活性化の道を探り、町民の幸せ、厚岸町の発展を考えていかなければならないことは、町としてもその施策の中で考えていかなければならない、そのように考えます。今ご指摘がございましたとおり、ワーキンググループではいろいろなご意見がございました。木村委員のような意見もございました。それは基本計画にのっております。そういういろいろな意見の中で、厚岸の将来像はどうあるべきかということで基本計画として提案をいたしておるわけでありまして。この計画が厚岸町の漁業振興でなくて、反対に、漁業の衰退、そしてまた漁業をなくすような施策であってはならないことは当然であります。私は、やはり一次産業の漁業を中心として、商業、また町民も、もちろん一次産業は農業もあります。共栄共存のまちづくりをしていかなければならない。それは当然のことでありまして、今、あたかも市場をなくして、また漁民を犠牲にして、この基本計画がなっているんだというようなものではございませんので、

どうか、その点については、今後の基本計画の実施の中で十分にその意見を考えながら実現をさせてまいりたいと、このように考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長 9番。

9 番 いいでしょう。ただ、こういう可能性もありますね。中心市街地が活性化したけれども、物が売れないと。いわゆる品物が売れないと。そのついでには、漁業組合を松葉町へ持ってくるのと漁師が出入りするから、そのついでに物も買うであろうし、飲食物も売れるであろう。それで松葉町へ持ってくればいいなという構想があるんですわ。例えば、これはゴーストタウンになるもとなんですわ。漁業組合が奔渡であろうがここへ来ようが、必要なものは買うんですわ。必要な食糧は買うんです。それとか、それになると、商店のために漁業がだめになると、逆になるでしょう。一家の親父の収入ですよ、漁業はね。厚岸町の水産業は。一家の親父の仕事を阻害して、家庭の幸せを求めても、絶対これはよくないことは、みなまで言うまでもないことなんです。極めて経済は単純な構造の上に成り立っていると思うんですよ、極めて。基本は単純なもの。それを間違ってもらっては困るから、あえて言うんです。

どうも、何だかミーティングだら、随分そういう声が多いんですわ。視点が違うんですね、私から言わせると。その辺を十分心得て、ひとつ町長、これからも事業に十分引き締めていってもらいたいと。こういう立派な図面が——今日は持ってきておりませんが、ここを釣り場公園にするから、ぜひ釣り公園にしなければだめなんていうことにならんように、よろしくお願いします。そこだけ確認して終わります。

委員長 町長。

町 長 厚岸町は、今後の発展を考える場合に、やはり何といても基幹産業であります漁業の振興、発展なくして、厚岸の経済活性化はもちろんのこと、よりよいまちづくりはできない、私もそのように考えております。そういう意味において、21世紀の厚岸町の新しいまちづくりはどうすべきか、その基本計画が今回の構想であります。どうか誤解ないように。だからといって、先ほど申し上げましたとおり、漁業を犠牲にしたり、また厚岸町から漁業をなくした方がいいんだという考えではなくて、冒頭に申し上げましたとおり、厚岸町は、何といたしましても、第一次産業の振興なくして厚岸の発展はないという原則がございます。これはしっかりと守りなが

らよりよい21世紀の町をつかってまいりたい、かように考えますので、よろしくお
願いしたいと存じます。

委員長 ほかはございませんか。
(なし)

委員長 進みます。
4目観光振興費。
15番。

15番 アヤメサミットが厚岸でありましたけれども、あれからもう大分たったと思うん
ですが、あれから何年たったのでしょうか。庁舎内の、それからアヤメの花壇、設置
はいつでしたかね。模擬花壇ですけれども、階段のところにある。

委員長 商工観光課長。

商工観光課長 今、皆さんのコンピューターを集めながら、たしか平成4年だということであり
ます。

(「それと花壇の設置は。模擬花壇の設置は何年に」の
声あり)

商工観光課長 子野日公園の……。

(「いやいや、庁舎内の」の声あり)

商工観光課長 庁舎内のプランターですか。厚岸で開催しましたサミットのときにあれを設置し
ておりますので、同じ年でございます。

委員長 15番。

15番 そうなると、大体10年。ほぼ10年たっていますね。それで、今、いつも入って
くるたびに気づくんですけれども、皆さんも気づいていると思うんですけれども、汚
れと色があせてきていると思うんですよね。アヤメを変えるか、何かほかの花に変
えるか、その辺の考え方、積極性、その辺をお答え願います。

委員長 町長。

町長 まことに申しわけありません。指摘がありまして、私もその話は初めて聞いたよ
うな気がいたします。また、私も気づかなかったことについては申しわけなく思
います。そういう今、色があせたり等々で傷んでいるという、もう平成4年からで
すから当然そういう実態になっているのかなというように今考えます。今ご指摘のこ
とについては検討させていただきたい、かように思いますので、ご理解いただき

いと存じます。

委員 長 | いいですか。

| (な し)

委員 長 | 休憩します。 休憩時刻 16時49分

委員 長 | 各会計予算審査特別委員会を再開いたします。 再開時刻 16時51分

| 5目観光施設費。

| 10番。

10 番 | 子野日公園のトイレが今新しくなって、まだ使えないですね。もう少しすれば使えるようになるのかな。これは水洗ですか。それから、坪単価、いわゆる坪単価でどのぐらいかかっているものなんでしょうか。

委員 長 | 建設課長。

建設課長 | 質問にお答えいたします。

| ちょっと今、坪単価は後ろの方で今計算をしてもらっていますので。トイレそのものは水洗でございます。そして、昨日の段階で一応利用できるという形で、それで、今つくっている施設が昨日の段階であとは使えるなという形になりましたので、あと古い方を今度解体して、工事全体の中では古いものの解体まで入っていますから、この施設が利用できるようになってから解体するという形なものですから、現場的なものは、あの施設はほとんどでき上がって、利用可能になってきております。

| 一応、あと単価の方については……

| (「わかり次第でいいですよ。いいです。続けます」の
声あり)

委員 長 | 10番。

10 番 | 坪単価は、わかったら教えてください。

| 今、課長、使えるようになったというんだけど、今朝、私、9時20分ごろに現場に行ってきましたが、使えませんでしたね。今日、その後、使えるようになったわけですか。

委員 長 | 建設課長。

建設課長 | 現場的な確認を昨日した段階で、今後、元課の方とも協議して、その利用する日

にちを決めて、オープンして解体に入るという形で、ただ、ほとんど使える状況になったという形だけでございますので。

委員長 10番。

10番 まだ出ないですか。時間稼ぎしたつもりなんだけれども。

委員長 建設課長。

建設課長 建築工事のみの単価でございますけれども、坪当たり 143万 8,000円ということになっております。

委員長 10番。

10番 ちょっと今ぐらぐらしたので、呼吸してから。我が家は、たしか湾岸戦争の前だから安く上がったとって、30何万だったはずよね、坪単価ね。今は50万ぐらいになっているようですけれども、143万ですか。前にもほかのご立派なトイレの話のときに議会で出て、そのときはまだ大分安かったんだけど、当時の担当課長が、私も時代だなと思っておりますというような答弁をしておったんだけど、そうとしか言いようないですね。これについてはいろいろな評価があると思いますが、それは今は言いません。

そこでお聞きするんですが、この子野日公園のトイレ、位置を含めて、どなたが設計というか、デザインをしましたか。

委員長 建設課長。

建設課長 位置の決定等については、現課であります商工観光課の方と、それと議論しながら、最終的には私どもも入りながら現場的な配置とかいろいろなことも議論しながら、最終的には商工観光課の方で位置を決定させていただきまして、設計については厚岸町の担当者が設計しております。

委員長 10番。

10番 つくっている最中から、奔渡の六丁目、七丁目の人たちから、何か妙なものができているという話を随分聞いていたんですよ。それで、今回、見ないわけにいけないので、朝、議会に出る前に、ちょっと向こうに足を伸ばして見てきたんですが、いや、びっくりしましたね。

まず、位置なんですけど、正面敷敷というところにどんと建ったんですね。これは、出していただいた資料が非常にわかりやすくありがたいんですが、2枚目の大きなページ、これは駐車場をあらわしているようですね。この駐車場の右側の、いわ

ゆる入ったところの真ん前なんですよ。この駐車場の右側が、いわゆる芝生があるんですね。ですから、大体右と左との真ん中のところにあるんですね。もとのトイレは、この図面でいう一番左のちょっと上部になるのではないですか。今これから壊そうというのはね。あそこの位置なら何だけれども、ここだというと、これから桜が咲くと、トイレは子野日公園の桜を額縁にして立派に入るという形になりますね。

しかも、次のページで見てわかるように、とんがり帽子の時計台というイメージなんですよ。ちょっと古いかな、この話は。どこかの保育所、幼稚園の建物なら素敵だなと私も思いますが、あの、いわゆる緑に囲まれた子野日公園に、これがそぐわないものではないと、ぴったり適合しているという美的感覚を持って厚岸町の方で進められたとするのであるならば、厚岸町の美的感覚の粋を集めた建物であると言わざるを得ないですね。だれがこんなものを考えたんですか。もう一度お聞きします。

委員 長 建設課長。

建設課長 あこの箇所において、公園の利用者のことも、また、まず位置的な配置の中では当然考えられておりますし、あの施設そのものは、やはり明るいイメージと。さらには、採光しながら明るいイメージ、トイレを明るいイメージにすることと、どこから見ても時間がある程度わかるような形、そういう形の配慮の中で町の方でそういうふう設計したものでございます。

委員 長 10番。

10番 町長はごらんになってますか。

委員 長 町長。

町 長 見ております。

委員 長 10番。

10番 非常に環境に適合した、いい場所に立った、いいトイレだというふうに思っていますか。

委員 長 町長。

町 長 議会等においても、子野日公園のトイレの問題、いろいろと議論がありました。私も、町長になりましてから、特に子野日公園におけるトイレの問題は、町長になる前からいろいろと感じるものがございました。特に、子野日公園は厚岸町におい

でも人が多く来る場所でもあります。三大祭という偉大なイベントが開催をされるわけでもあります。そういう中で、やはりお客さんが、観光客が、環境のいい場所においてその行事に参加する。また、子野日公園において楽しんでいただくということが最も大事なことであろうと思っております、私も、場所等においても担当課からお話があり、るる相談に乗りました。

今ご指摘がございましたとおり、現場所を当初、私のところへ持ってまいりました。私も、今、景観等を考えれば、あの場所はいかがなものかなという考えはありました。現課にもそのことをお話をいたしました。しかしながら、位置的、場所的、いろいろ、あれもこれもということで、この場所を、あの場所をということでいろいろ考えました。最終的には、現課で考えた場所がやはり一番いい。しかし、これは行政で考えてもいかがなものかな。これはやはり多く利用する方の意見というものも大事だろうということで、観光協会の方にも相談をさせていただいたわけがあります。

そういうことで、現在の場所が最適だろうということで場所を位置づけしていただいたわけでもあります。設計等についてもいろいろとご意見があるかと思いますが、今、建設課長が答弁いたしましたとおりでありまして、私どもといたしましては、やはり美観、景観をそぐわないものであると、そのように考えた中での工事の施行であったということでご理解賜りたいと存じます。

委員長

10番。

10番

美観論争に入ると、その人その人のセンスや主観の問題になりますからそれ以上は申し上げませんが、これについては、おったまげたという声がたくさんあることだけは覚えておいていただきたい。

それで、トイレの必要性については、私は議会でもって、大至急これは整備しなければならぬということを言った人間の一人でありますから、それは、トイレをつくるのがけしからんなんて言っているわけでは決してございません。

それともう一つは、今、町長も言った三大祭りですか。そういうときにはこれだけでは当然足りなくなりますね。ふだんはそんなに使われませんよね。その何日間か、年のうちに5日か6日か、そのぐらいのときには猛烈に人があそこに集まりますから、そのときには非常に大変なんです。それをやはり全部考えてもらわなければ困る。だから、そういう大変なときには移動トイレなり何なりをもって十分

に対応するというこも、このトイレができたんだからもういいのではないかというふうには思わないでいただきたいですね。

いずれにしても、美的感覚というような問題についてももう少しいろいろと今後は配慮いただきたいと、これは強く申し上げておきます。

委員長 町長。

町長 なお、つけ加えさせていただきたいわけですが、ご承知のとおり、健常者は別であります。やはり多くの高齢者、さらにはまた障害者も子野日公園に来るわけです。このことについても十分に考え、利用しやすいトイレを考えたいわけであり、すなわちバリアフリーを十分に踏まえた施設になっておりますということでご理解を賜りたいと思います。

なお、また、イベントの際にはあのトイレでは間に合わないのではないかとのご意見でありますけれども、子野日公園には2つのトイレがあるわけでございます。前の古いトイレよりも今のトイレはそれなりにふやしております。さらにはまた、障害者用のトイレも設置をさせていただいておるわけでもございまして、これからの利用度に考慮しながら、ただいまの指摘についても十分に踏まえてまいりたい、かように考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

委員長 10番。

10番 私は、今日、中を見ようと思ったら入れなかったから、中は見ていないのでこの図面だけなんだけれども、障害者用トイレがついているのは今は当たり前のことですから、そのためにああいう外観とああいう場所がどうしても必要だったんだという話にもならないと思いますので、ちょっとそれは違う話ではないかと思ひますし、私は、障害者用トイレを云々ということで今言っているわけでもありませんので、それは別の論点ですから。

それからもう一つは、イベントのときには、こういう常設トイレが多少ふえた程度ではどうにもならないんですよ。それは、例えば、今までのものを倍、3倍にしても間に合わないぐらいの人数になっていきますからね。ですから、その点については、ふだんと全然違うんだという発想でそういうものについての手当てをきちんとしていただきたいんです。周辺のお宅でも随分やはり迷惑をするんですよ。知った顔というか、知り合いの人が「ちょっと貸してくれ」と言ったら、断れませんか、事が事です。そうすると、半日で便槽が満杯になってしまうというような話も

聞いています。ですから、やはりふだんの計算ではとても——全然追いつかないというか、けたが違うんですね。だから、その点についてはもちろんきちんと手当てをしてもらいたい、そういうことです。

委員長 町長。

町長 全くそのとおりでございます。かつてのトイレにおいては、特に、お客さんの中でも、男性の方はまあまあする場所が選択できるかと思いますが、女性の方は大変であります。列をつくっているのが通例であります。そういう点も今回考えたつもりですが、しかしながら、お客の利用度においては、今ご指摘のとおりのもも考えていかねばならない、かように考えておりますので、検討課題にさせていただきたいと存じます。

委員長 よろしいですか。ほかはございませんか。

(なし)

委員長 進めます。

7款土木費、1項土木管理費、3目土木用地費。2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。2目道路新設改良費。3項河川費、1目河川総務費。4項都市計画費、1目都市計画総務費。2目街路事業費。

3番。

3番 これは、当初の工事請負費、約40%近く執行しなかったわけですね。中身は、歩道のグレードアップと。250メートルぐらいですか。そういうことで予算執行が40%も余るということになったのか、その辺はどうですか。

委員長 建設課長。

建設課長 厚岸大橋通りの舗装事業の関係でございますけれども、3カ年の継続でやってきて、本年度が向こう端とここの役場の前が一応施工区間という形になっておりまして、当初の考え方は、役場側の歩道の整備も含めて、同じく統一道路という形の中では施工しようという形で考えておりました。しかし、厚岸町は、庁舎は庁舎としてのゾーンという形の中では、当初はそういうふうに考えていたんですけれども、このゾーンは厚岸町の庁舎のゾーンとして手をつけなくていいのではないのかという形の中では、街路の照明だけにして、歩道の施工はその分はしないという形にすることになりましたので、この事業費が減額されるという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 長 3 番。 3 番 そうすると、当初計画はしていたんだけど、役場の端から端までの延長分、これは現在の舗装ですね。歩道の舗装でいいだろうということでこうなったんだと。当初から、どうしてそういうふうに変ったんですか。

委員 長 建設課長。 建設課長 1つの考え方につきましては、ちょうど駅前からこの真栄1条通り、大橋通りなんですけれども、この点まで、道路を一つの線としながら町の線という形の中で整備を考えておりました。しかし、こういうふうな作業をやっていく中で、やはり庁舎は庁舎のゾーンとしての位置づけもあるべ。いろいろな形を庁内で議論いたしまして、それでは、ここの部分については、やはり役場庁舎の全体としてインターロッキングできれいに整備されておりますので、ここについては手をつけなくていいなど。当初は線として全体で道路として考えたんですけども、その後、いろいろ協議した結果、ここのゾーンは庁舎のゾーンとしてきちんと整理されればいいのではないかと、そういう判断に立ちまして、今回落とさせていただいたということです。

委員 長 3 番。 3 番 そうすると、庁舎の延長分というのかね。これは、いつ歩道の舗装をしたんですか。舗装というか——舗装ですね。

委員 長 建設課長。 建設課長 この役場庁舎の建設時にあわせて、ここの道路の歩道は整備されております。

委員 長 3 番。 3 番 それで、当初は、その歩道を壊してしまって、新しい歩道にするんだと。歩道の舗装にするんだというふうに考えたんですね。

委員 長 建設課長。 建設課長 そのとおりであります。

委員 長 3 番。 3 番 すると、随分むだなことを考えたのではないですか。そうでしょう。それで、ずっと庁舎全体として調和をとらせるということで、従来からあった歩道をそのまましよう。それで、そのほかを歩道の舗装にするということになったんですね。すると、随分むだなことを考えたのではないですか、当初。

委員長 建設課長。

建設課長 当然、町の一つの線という、そういう道路の線という形の中でやはりやるのであれば、両方、両サイドをきちんと、厚岸のイメージである海をイメージした形の歩道を整備していますので、そうした方がいいのではないかという形の考え方の中で当初は考えさせていただきました。しかし、その後の中においていろいろ検討を庁内でいたしまして、結果として、やはり庁舎のゾーン、ここについては、施工を含めてまだ非常に新しい、庁舎全体の中での位置づけもあるという形の中で、今回こういう形で落とさせていただいたということですので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 3番。

3番 私から言わせれば、2,600万ですか。約2,700万のむだ遣いをしようという当初の計画だったんだなというふうに思いますよ。庁舎の周りは、いわゆる庁舎分、庁舎が建ったときに一緒に舗装したんですね。これは、それでは、当面、舗装をやりかえるということは全然考えないと、こういうことですか。

委員長 建設課長。

建設課長 庁舎の周りそのものについては、今現在はそういう考えはございません。

委員長 3番。

3番 当面は変えないわけでしょう。だから、そういう考え方がおかしいんだよ、当初の。わざわざこれを壊して、ずっと使えるものを壊して、2,600万かけて直すというふうな発想がおかしいのではないかということですよ。

委員長 建設課長。

建設課長 今ご指摘されればご指摘されますけれども、基本的には、一つの道路の考え方として、両方の歩道を含めて一つの道路という形で位置づけされますから、そういう発想の中では、やはり当初は、そういう形で一つの路線の道路はきちんと整備しようという考え方で考えたわけでございまして、その後、やはりいろいろご議論したとき、まだ施工年度も新しい、そういうことも含めて、一つの町、庁舎のゾーンとしてもきちんと整備されているという形の中では、十分その辺の配慮を当初できなかったということについておわび申し上げます。

いずれにいたしましても、今回、そういう形でゾーンは——ちょっと道路の線は線なんですけれども、そういう庁舎との整合性という形は、そういう形の中で落と

させていただいたということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思
います。

委員長 進みます。

15番 15番。

15番 ちょっと確認なんですけれども、今の厚岸大橋通り舗装事業、△の2,659万6,000
円。さっきの企画財政課長の説明では、望洋台1号通り西側ほか2路線改良舗装事
業に、これは厚岸大橋通り完了、大幅減額により振りかえというふうに話していま
しましたが、この関連はありますね。それで、その振りかえの確認と、それから、ほか
2路線というのは、その2路線を教えてください。予算は防衛交付金事業というと
ころから持ってきているというのは間違いありません。その点、3点。

委員長 建設課長。

建設課長 現在、街路事業費での事業を減額させていただいて、この事業費を早期完成を目
指して望洋台の1号通りほか2路線。望洋台1号のほかの2路線というのは、同じ
く、望洋台に入りまして左側において、コの字型に回ってくる。まっすぐ行くのが
1号で、その次が6号線。そして、西通りと、そういう一つのコースの中で、コー
スといいますか、一つのコの字型に回る、その道路の路線名を一応——ほか2とい
うのはそういう形で、ほかの2道路名を一応やって、施工していく。施工的には、
1つの望洋台の入って西側における路線から、さらに奥に行って、また右に上がっ
てきて望洋台中央通りに上がってくる、その路線のことをいいます。これについて
も当初で一応予算、100メートルの整備を考えておりましたが、それらの早期完成
を目指すという形の中では、この事業費を道路改良に向けてさらに270メートル、
合わせて370メートルの改良と、100メートルは当初の舗装を考えていますから、
それを施工する。それは防衛庁の調整交付金の事業でございまして、それを振りか
えるという形でございます。

委員長 いいですか。

(なし)

委員長 進めます。

3目下水道費。4目土地区画整理費。5項公園費、1目公園管理費。6項住宅費、
2目住宅管理費。3目住宅建設費。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費。3目教育振興費。4目教員住宅費。

11番。

1 1 番

ここは中学校と小学校とを入れかえたわけなんですけれども、これについて説明をお願いします。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

ご案内のとおり、太田地区には中学校、小学校がございまして、学校周辺に教員住宅を持っているわけございまして、当初の計画の中では、中学校の教員が入るべく住宅というふうに予定してございましたけれども、その後の異動等によりまして、実際に入るのが、小学校の教員、教頭先生ですけれども、この方が入るといようなことになってきたものですから、そういう形の中で、これも補助事業でございまして、位置づけは、中学校から太田小学校の教員の入る住宅というふうに変更させていただいたという事業の名称の変更をさせていただいたと、こういうことでございます。

委員 長

11番。

1 1 番

一般質問でも聞いたんですけれども、結果的に、今、先生方、校区内だけに限らないで居住されるようになってきていますわね。そうすると、今回は教頭住宅ということで太田小学校の方にということになってきているんだと思うんですけれども、この一般教員を含めての教員住宅の配置なんですけれども、教育委員会で建設計画を持っている中で、やはり一貫したものが必要ではないのかなというふうに思うんですけれども、例えば、管理職の場合は学校の近くにきちんと整備をしなければならない。それから、一般教員については、ある程度のブロック化だとか、そういうものも含めてという構想を言われたときもあるんですよね。それから、今、何回も言われているけれども、市街地に居住したいだとか、そういう要望もあるということになると、その辺の方向性みたいなのをきちんと今後決めていかれた方がいいのではないのかなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

おっしゃられるとおり、校区内に教員住宅を置くということで、基本的に、従来、教員住宅をつくってきておりますけれども、やはり今日、この交通事情が非常に変わってきているという今日におきましては、なかなかやはり、いわゆる校区、市街地から離れたところに実際のところ住んでいただけないという現状も起きてきてございます。

それで、私どもの方としては、やはり学校の管理上のことから考えますと、当然、管理者住宅としての校長、教頭の2戸。プラス、やはり学校管理面の部分からいけば、最低でも4戸程度はどうしても確保したいなというような考え方は持っています。ただ、今、地域によっては、5戸なり6戸なりという形の中で入っているところもございますし、また一方では、地域の方からは、要望といたしまして、そこに配置された教員の方は、地域の要望としては、もうできるだけ全員そこに住んでいただきたいというような、一方では要望も来てございます。ただ、そういったような中でございますけれども、教員の意識の中でそういうような部分もございまして、基本的な考え方は、先ほど申しましたように、最低4戸という線は持っておりますけれども、この辺については、地域の方とも今後お話も、いろいろ懇談もさせていただく機会を考えておりますので、そういった中で詰めてまいりたいというふうに考えております。

委員長 11番。

11番 あと、この教員住宅の管理でお伺いしたいんですが、町の公営住宅を管理されている方も大変なようでありますけれども、夏場にはやはりきちんと家の周りを管理していただきたいというのが地域の人たちの要望でもあるようなんですよ。周りのね、逆に言えば。ところが、相当草が生え茂ってもそのまんまというような住宅も多く見受けられるんですが、これらに対してはどういう指導をされているのか、お尋ねをいたします。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 周辺の環境管理ということで、代表的なのは草、周辺の草刈りということになるかと思っておりますけれども、これも、すべての教員、入居者のところがきれいになっているという状況ではございません。それで、私どもといたしましては、校長、あるいは教頭会議を通じまして、ひとつ入居している入居者において、家の周りの環境は、少なくとも家の周りの環境を管理してほしいと、こういうことの徹底ということで、実は、年間、何度かお話しさせていただいておりますし、また時期に合わせてお願いもしてきております。ただ、それ以外にも、例えば、集合住宅的な部分で入居者が少ないといいたいまいしょうか、空き家になっている状態のところ、こういったようなところで、一方、町の中心地にあるような部分につきましては、学校の公務補さんであるとか、あるいは我々が直接周辺の草刈りを行うというようなことも、

実際には部分的に行われているところもございます。

いずれにいたしましても、入居者において、やはり家の周りの環境という部分、日ごろの中で注意していただかなければならないというのが基本だというふうに思っておりますので、この辺についての指導はまた重ねて行ってまいりたいと、このように思っております。

委員長 いいですか。

(なし)

委員長 進めます。

2項小学校費、2目学校管理費。3目教育振興費。3項中学校費、2目学校管理費。

11番 11番。

11番 今回いただいた資料に基づいて、この厚岸中学校のグラウンドの整備事業について説明をお願いいたします。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

今回の厚岸中学校のグラウンド整備事業でございますけれども、この財源的な部分につきましては、予算説明の中でお話がありましたように、今年度の防衛調整交付金、この額の確定に伴いまして、実は、3カ年、現在の第3次3カ年計画にあります事業を前倒しで本年実施するという内容のものでございます。

それで、厚岸中学校の整備の内容でございますけれども、図面の中で現況の図面をお示しさせていただいております。グラウンド面積につきましては約1万平米。1万平米以上あるわけですけれども、実質的に使用されているのが1万平米ということで、このグラウンドの排水関係ですね。例えば、暗渠を入れる、こういうような部分で整備を、排水関係をよくするという工事を行いたい。それとあわせて、バックネット改修。これは、現在あるバックネットは老朽化しておりますし、高さが低いというような状況もございます。こういうような部分から、あわせてこのバックネットの全面的な改修も行いたい。それから排水溝。これは2面でございますけれども、ご案内のとおり、非常に経年の中で、現在のU字溝がもうほとんどつぶれているという状況に相なってきております。そういう状況でございますので、この辺の排水溝のこの2面、260メートルの延長になるわけでございますけれども、この辺、排水溝の位置も含めまして変えるなりいたしまして、全面的な改修を行

たいとする内容のものでございます。

なお、物置等につきましてもかなり老朽化してございます。非常に土台がもう腐っているような状況になってきておりますので、これの事業にあわせて、これは交付金の対象外の事業になりますけれども、同一の事業メニューの中でこの物置の改修も図りたい。このような事業の内容でございます。

委員長 11番。

11番 もう少し親切な資料が出てくるのかなというふうに思ったんですが、結果的に、ここへ出ているのは、排水溝の延長とバックネットと物置。今の説明でいけば、さらに暗渠排水が入るわけでしょう。ですから、暗渠排水はどんな感じで入るのか。そのための費用というのは、延長がどのくらいで、幾らかかるのか。バックネットは幾らでやるのか。あるいは、排水溝を今回やるんですけども、排水溝が壊れてしまう原因というのがあるわけでしょう。その原因を今回の工事で防ぐようなことも含めて工事が行われるのかどうなのか、そういうこともきちんと説明をしていたきたいんですが。

委員長 建設課長。

建設課長 私の方から若干説明させていただきますが、今お示したのは、現況図にある程度今必要だという形の中で、排水とグラウンド面積だけ載せていただいております。あくまでも、実施設計がまだ携わっておりません。現地へ当たって延長をはかって、今必要な分だけを、今までの事例、床潭のグラウンドを整備したとか、上尾幌のグラウンドを整備した、その辺の単価を面積に掛けて、あくまでも必要だと。当然、グラウンドについては水はけをよくするために暗渠が必要だ。そういうようなことを一応概算というか、そういうものをはじいただけの、まだ今の段階ではそういうものでございます。今後の実施設計の段階では、当然、そういう形、暗渠がどういう形でなるのか、排水はどういう系列で流れるのか、そういうことも含めてお示しすることができるんですけども、現在は、防衛庁の金の——、今回、緊急度が増したという形の中で、超概算の中での積算をさせていただいておりますので、その詳しい内容は実施設計後という形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 11番。

11番 今回の予算は、そうしたら、いつできたの、これは。そんなに簡単に予算ができたんですか。今、課長が説明されたとおりであれば、我々は、そうしたら、何を基

準にして、いいのでないかとかだめでないかとか決めていけばいいんですか。幾ら緊急を要したとしても、例えば、バックネットには幾らぐらいかかるのではないかとか、排水溝には幾らぐらいかかるのではないか、あるいは暗渠はどのぐらいかかるのではないか、そういうものをいろいろ含めて、そして、あそこの地質みたいなものもあるわけでしょう。そういうものをきちんと押さえていくにはどうしたらいいのかとか、そういうものも含めて、幾ら緊急を要したといたって、それが何もわからないのにポッと出されたって、我々は一体何を基準にして、いいんでないかということになるの。

委員長 建設課長。

建設課長 先ほども言いましたが、当然、今までのグラウンドの整備した実績、上尾幌のグラウンドであり、床潭のグラウンドであり、そういう中でも排水等も整備しております。そういうものを一応はじいて、概算で一応見積もらさせてもらっていますし、当然、そのバックネットそのものも、実施設計の段階では若干変わってくるかもしれませんが、例えば、それを今工事費内訳と出したとしても概算にすぎないわけですが、その中では、一応過去の事例、そういうものの単価を考えながら、一応概算で今回は見積もった形で予算提案をさせていただいているという形で、当然、その土工面積に対して土工とか、それから運搬が必要とか、いろいろなことを考えれば、それが何ぼかかるとか、法面も当然そうですし、それから排水溝についても現在地が今押されているという状況は私ども見ていますけれども、それでは現状のままでいいのかということ、やはりきちんとした調査をした上でないと位置も含めてわかりませんので、あくまでも今の段階で考えられる、概算での予算計上でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 11番。

11番 課長、私が聞いているのは無理かな。例えば、今、課長はおっしゃっていますけれども、床潭だとか上尾幌だとか言われましたけれども、上尾幌や床潭とこの環境は同じですか。同じなら私は何も言わないんだよ。上尾幌に法面なんかないんだよ、何も。山が押していないんだから。そういう状況をやはりきちんと把握した上で、概算でも何でもいから出してもらわないと。ですから、今回、これこれこれほどのぐらいで見えていますよ、これは幾らですよ、これは幾らですよと、その合計はこうなんですというものをちょっと教えてください。

委員 長

建設課長。

建設課長

それでは、ご説明します。

グラウンド整備として、面積1万平米。これはトータルでいくと約1,995万4,000円という形の中では、その中には土工が2,000平米、それから法面工、これは整形張り芝等で520平米がございます。それぞれ単価を掛けて、例えば切り盛り土工、運搬捨土であれば50万、法面工であれば31万2,000円、排水溝であれば450のU字トラフ、そういうものを接続升をプラスしながら260メートルやると約390万。暗渠工として、ここのグラウンドの中に入るものが一応1,000メートル、これは大体200万。グラウンド舗装工という形でクレイ舗装……

(「暗渠は何メートルやるんですか」の声あり)

建設課長

暗渠は1,000です。1,000メートル。それからグラウンド舗装工として、クレイ舗装という形で、これは石のようなものですが、これが1万平米で、石というか、クレイ舗装って、グラウンドに使うような、そういう舗装の関係です。これが1万平米で780万。バックネット工が一応540万。雑工等を見まして、それらが、土工として1,995万4,000円。その他に、直接工事費に対して工事現場管理費とか一般管理費、それに消費税等、もろもろ計算されて、一応、現在予算で上げています3,012万3,000円という形になります。

委員 長

11番。

11番

大体わかりましたけれども、あと、このグラウンドを整備していく中で、厚小なんかでもあるんですけれども、グラウンドの中へ急に排水溝がぽつとあったりするんですよね。あるんです。そうすると、山砂みたいなものでしょう、グラウンドというのは。そうしたら、そこにもうみんな砂がたまってしまうのにつくられているんですけれども、そういうのをやはりきちんと改善してほしいなというふうに思うんです。そのそばは芝にするだとか、何かやってしまった後で使い物にならないとか、使い物にならないと言ったら怒られるけれども、いろいろな障害が出てくるといようなことにならないようにしてほしいのと、もう一つは、学校の前の排水がありますよね、校舎前の。あれはどうするんですか。何か蚊がいつもわいているような、水が流れそうで流れない排水は、あれはどうするんでしょうか。

委員 長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

お答え申し上げたいと思います。

実は、このグラウンドの整備をするに当たりまして、学校側の方ともちょっと協議をさせていただいて、環境面でどうするかという部分の話をさせていただいております。校舎側の方にありますのは、いわゆる素彫りの側溝ということでございますけれども、これがほとんど部分的には機能していないというような、埋まったような状態で、機能していないというような部分でございます。ただ、考え方として、こちらの方もU字溝をどうするかというような部分まで話をしたんですが、実際、この環境面、いわゆるグラウンドの使用面だとかというふうに考えると、今のような形態の方がかえってよろしいと、こういうような部分でございます。ただ、おっしゃられるように、排水の流れといたしまして、そういった部分が不完全な状態になっておりますので、この整備とあわせて、その辺についても手を加えてまいりたいというふうに考えておまして、その辺については、今後、建設課の方と十分詰めさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 11番。

11番 わかりました。それで、今回このような事業をやられていくわけですが、地域の実情だとか、そういうものをやはり報告しなければならないわけですよ。今回のこの工事で、何年かたったら、やはり同じようにU字トラフがみんなこんにちはこのものではやはり困ると思うんですよ。ですから、それはやはりきちんとやってほしいのと、学校の関係者といろいろ相談していくんですけども、今、管理職の先生方はころころ変わりますよね、簡単に。何年か。そのたびに方針が変わっても困るので、その辺は十分に協議されてやってほしいと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 当然、学校の周辺の環境整備でございますから、学校現場においてやはり使いやすい、あるいは管理上、それから実際の使っていく上で望ましいというような意見は十分に尊重しながら事業を進めてまいりたいなど、このように考えておりますし、少なくとも、学校の意見で総体の意見になりますから、トータルとしてまとめたいただくのは、校長先生等がやはり中心になってその考え方をまとめていただいて、その考えを私どもの方に伝えていただいているというふうに理解をいたしておりますし、そういった現場の声につきましては、私どもも十分に配慮をまいりたいなど、このように考えております。

委員長

いいですか。

(なし)

委員長

進めます。

3目教育振興費。4項幼稚園費、1目幼稚園費。5項社会教育費、3目社会教育施設費。5目博物館運営費。6目情報館運営費。6項保健体育費、1目保健体育総務費。2目社会体育費。4目学校給食費。

10番。

10番

ここで学校給食センター調理用備品整備事業というのが出てきているんですが、これは、先ほど超音波ではしを洗浄する機械とかって聞いたんですけども、ちょっと詳しく説明してください。

委員長

教育委員会管理課長。

教委
管理課長

今回入れたいとする備品関係、調理用の機器でございますけれども、名称につきましては超音波洗浄器、それと消毒保管庫ということでございまして、この超音波洗浄器というのは、現在持っていますスプーンであるとかフォークであるとか、こういうような、いわゆる直接口へ持っていく部分、こういったものを中心とした洗浄器でございます、現在手作業で行っているんですが、これを入れることによりまして、いわゆる作業時間の短縮であるとか、それから衛生管理面の充実、こういった部分を図りたいということでございます。

なお、この洗浄器につきましては、はしについても当然洗浄もできるというものでございます。

一方の消毒保管庫、これについては、現在もあるわけでございますけれども、やはりちょっと不足している部分がございます、こういうものを備えつけることによって衛生管理面をさらに充実させたいということでございます。こういう食器関係をおさめるものでございます。

以上です。

委員長

10番。

10番

そのフォーク、スプーン、はし、そういうものをきちんと洗ってちゃんと消毒して保管する、そのために必要だと、それはよくわかるんです。前にも私、これは議会で言ったことがあるんですけども、今は米飯給食がありますよね。それで、おはしを使うことがあるわけですね。これは毎日ではないですね。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委
管理課長 毎日ではございません。給食のメニューがございますので、そのメニューに管理
よって使用するところが出てくるということでございます。はしについては、週に
2日でしょうか、米飯を中心といたしまして、そういった部分が必要になってくる
だろうというふうに思っております。

委員長 10番。

10番 これは、おはしまで学校で全部、いわゆる給食を提供する方で全部取りそろえて、
きれいに洗って、きちんと消毒して、児童・生徒に与えなければならないものなん
でしょうかね。これは前にも議会で一度言ったことがあるんですけども、はしぐら
いは自分のところから持ってきて、それで自分できちんと洗っておくというよう
なことができないんですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教 委
管理課長 この、いわゆる学校給食におけますはしの関係につきましては、以前から10番委
員さんの方で、このはし、いわゆる各自での責任における取り組みができないか
というようなお話があったということも、私も承知いたしております。

それで、実は、このはし関係でございますけれども、給食センター、現場の方
におきましても、実はこのはし関係という部分、いろいろ検討させていただいて
おります。それで、一時期、モデルケースといたしましうか、郡部の小規模な学校
で実際にはしを使ってやったこともあります。ただ、そのやった部分につきましては、
いわゆる先生の指導で食べ終わったときに自分で洗って自分で保管しておく、
こういうような取り組みをしたわけでございますけれども、現実的に、この安全管
理、いわゆる食中毒等を含めた安全管理を徹底していくということになりますと、
家庭等の事情等も考慮しますと、やはりこちら、給食を提供する側で、スプーンで
あるとかフォークであるとか、そういうものと同様に、きちんと衛生管理をした食
器、あるいはそういう器具、はし等を提供する必要があるだろうと、こういうよう
な考え方の中から、このはしにつきましても、給食センターの一元管理の中で食器
と同様に提供といたしましうか、それを使っただくというような方法を考えた
いということでございまして、考え方の基本には、いわゆる衛生管理部分の徹底を
図るというような意味合いの中から、このようにさせていただきたいということで
ございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長

10番。

10番

私は、まあ、余り長いこと論議をする気はないんですが、その点では違う考えを持っているんですよ。給食というのは給餌ではないんですよ。今のような話を突き詰めていくと、今度、子供があんと口をあけていたら、自動給餌機が必要になるのではないかというような話が実はさっき議員間でも出ておりました。給食というのは教育の一環なんですね。そうすると、自分のはしぐらい自分できちんと自己管理をするということを教えるのも教育ですよ。それから、親がそういうことをやることを親に教えるのも教育ですよ。その証拠に、保育所の中には全部お任せではないでしょう。ちゃんと親の方で見ているでしょう。できないわけじゃないんですよ。はしの1つも管理できないような、それほど生活上いろいろな問題がございすという親が厚岸町に何人ありますか。何家庭ありますか。

そういう点で、そして、こういうものを買いますね。あるいはいろいろと備品もそろえていきます。それから、あれも必要だ、これも必要だということになってきます。すると、そういうことが、結局、最終的には、これ自身は直接給食費には反映しないでしょうけれども、結局、そういうものが給食費に反映せざるを得なくなってくるんですよ、最終的には。あれも必要だ、これも必要だということになってくればね。だけれども、給食費をちょっとでも上げるとなったら、これはもういろいろな意見が出てくると思うんです。だから、やはり、よりよいきちんとした給食と、時間を含めて——時間の問題もあります、今ここでは触れませんが。いろいろなものをちゃんとやっていくためには、いわゆる父母の役割分担も、そして給食センターの分担も学校の分担も必要なわけですね。そういうことで、親御さんたちときちんと話をしていますか。

委員長

教育委員会管理課長。

教委
管理課長

学校給食は一つの教育の場であるという考え方、これは当然私もそのように考えておりますし、そういう形でございます。確かに、はし、こういう部分で自己管理をきちんとするというような部分のしつけも、ある意味、しつけといいたいまいしょうか、そういう部分も必要でないかということでございますけれども、確かにそういう面もあるかと思えます。しかしながら、現実な部分で申しますと、給食等を提供する部分で考えていきますと、やはり衛生、安全性というような部分も重要視していかなければならないというような考えの中から、こういうことを言ってしまうとど

うかと思うんですが、100%の、いわゆる安全管理の期待ができるのか、確保できるのかという部分で考えますと、なかなかやはり難しい部分が現状にはあるだろうというようなことの中から、考え方といたしまして、他の食器同様、やはり食材とあわせてこちらの方で準備して、管理した提供を行うという体制が衛生上必要であろう、最も適当であろうというような考え方を優先させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「理解できませんけれども、議論が平行ですからここ

でやめます。またの機会にします」の声あり)

委員長 ほかはございませんか。

(なし)

委員長 では、進めます。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。

ございませんか。

(なし)

委員長 以上で歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

次に、第2条、債務負担行為の補正、4ページから5ページまで。

ございませんか。

(なし)

委員長 次に、第3条、地方債の補正、6ページから7ページ。

ございませんか。

(なし)

委員長 総体的にございませんか。

1番。

1番 ここでちょっと日当の件について町長の考えをお聞きしたいんですが、町長が委嘱しております各審議委員、あるいは各委員会委員、それと外郭がありますね。それぞれ日当を支給されておりますけれども、この点について町長は見直す考えがあるかないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 町長。

町長 このことについては、常に私も関心を持っております。さきの議会においても、

議員の皆様方が英断をもって日当廃止をいたした経緯もあります。さらにはまた、先ほどの議論で経営改革委員会の議論がございましたが、その委員会の中でも委員の中からご意見がございました。そういうあらゆる諸情勢を考えれば、私といたしましては、今ご指摘がありました点のことは廃止すべきであるという考えに立っておるわけであります。そういうことで今検討中ということで、できれば来年の4月1日、新年度から廃止をさせていただきたいと、こういう作業で進んできているということでご理解賜りたいと存じます。

委員長 よろしいですか。

(「わかりました」の声あり)

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第75号 平成14年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページの歳入補正予算説明書から進めてまいります。

款項目ごとに進めてまいります。

8款繰入金、1項繰入金、1目繰入金。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

ございませんか。

(なし)

委員長 以上で歳入を終わります。

6ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、3 目償還金。

ございませんか。

(なし)

委員長

以上で歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

(なし)

委員長

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第76号 平成14年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページをお開きください。

歳入から進めてまいります。

5 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金。

ございませんか。

(なし)

委員長

6 ページ、歳出に入ります。

2 款水道費、1 項水道事業費、1 目水道事業費。

ございませんか。

(なし)

委員長

なければ以上で歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

(なし)

委員長

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第77号 平成14年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページの歳入補正予算説明書から進めてまいります。

款項目ごとに進めてまいります。

4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金。

ございませんか。

(なし)

委員長

6ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

ございませんか。

(なし)

委員長

総体的にありませんか。

(なし)

委員長

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長

次に、議案第78号 平成14年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といた

します。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページをお開き願います。

歳入補正予算説明書から進めてまいります。

款項目ごとに進めてまいります。

5款繰入金、1項繰入金、1目繰入金。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

ございませんか。

(なし)

委員長

次は、6ページ、歳出に入ります。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費。

ございませんか。

(なし)

委員長

なければ以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

10番。

10番

ここでちょっとお聞きしますが、手短にやりますから。いろいろな形で下水道に関するいろいろなお知らせを町民に出していますね。それについては、やはりできる限りわかりやすく。そして、一目瞭然になるようにということを心がけて出していると思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

水道課長。

水道課長

私どもも、なるべく皆様にわかりやすいような状態で、皆さんが取り込んでいただけるように、精いっぱいわかりやすいような感じでもって編集し、それらを皆さんに示していきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

10番。

10番

書いている方、出している方ではそういう意識でやっていると思うんですが、なかなかその意が十分に伝わっていないようです。これは、受益者負担金の申告についてというのが来ました。このときに、私の知り合いの人や、あるいはほかの仕事のことで見えるお客さんから、何人もから、全く意味が通じないということで聞かれました。それは、まず第一に何かといいますと、こういうふうに書かれております。「さて、公共下水道の使用が可能になりますと、厚岸町公共下水道受益者負担

金条例により受益者負担が賦課されることになっております」。この「賦課される」って何だかわからないんです。

最初に、私、こんなものは全然知りませんでしたから、来たお客さんが「フカス」って何だと言われて、「フカス」というのは、特に、いもをふかすとか、そういうことしかこっちは頭に浮かばないんですよ。それで非常に話がとんちんかんで、何を言っているのかよくわからない。いやいや、文書が来たんだけれども、「フカス」と書いてあるんだ。何のことだかわからないんだというんですよ。「フカス」と書いてある文書というのは検討もつかないんで、持ってきてもらったらこれでした。全然通じていません。それで、要するに、かかるということなんだよと。ああ、そうかと、こういう話をしたんです。

それから、この後ろのページには、「建物の面積によって賦課対象面積を認定→別紙負担金の算出方法を参考にしてください。土地の面積が 300平方メートル以内の場合には猶予になりません。なお、あなたに排水設備何なりが設置された場合（増築も含みます）は賦課されることとなります」。これも全然通じませんね。「猶予になる」。どういうことかな。1カ月か半年待つてくれるということかなと。それとも取らないということかな、こういう話なんです。

ですから、どうもまだご自分の業務上使っている言葉の範囲の中でわかりやすく思っているんじゃないかと思うんです。一般人の使う日本語になっていないんですね。大変悪く言うと、もう何とか稼業と言われるような人たちが、その道の隠語を使ってしゃべっているのと、結果において大差なくなってしまうわけです。それではやはりだめなんですよ。だから、せっかくこういうものを出して、そして、少しでも早く理解してもらおうと思って努力なさっているのはよくわかるんですよ。だから言っているんですけども、やはりだれにでもわかるような、そのために多少正確さを欠くことも、あるいはやむを得ないかもしれない。だけれども、ああ、こういうことかということがだれにものみ込めるようにするためにどうしたらいいかということがまだまだできていない。自分たちの業務の中の日常語の範囲でしかわかりやすくということを考えられないのではないかという気がいたしまして、これは十分意を払っていただきたいということのお願いを含めてなんですが、いかがでしょうか。

委員長

水道課長。

水道課長　ご指摘のとおり、大変専門用語等もございます。それらも含めまして、今後、もっともっとわかりやすい、皆さんにわかりやすい方法で文章等も考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長　よろしゅうございますか。
ほかございませんか。
（な　し）

委員長　なければ以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

委員長　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長　次に、議案第79号　平成14年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページをお開き願います。

歳入から進めてまいります。

款項目ごとに進めてまいります。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目生産物売払収入。

9番。

9　番　ちょっと伺っておきますが、記録していないので忘れましたが、いつか、去年かおとし、キノコの販売市場価格が非常に下がったんで、生産者も苦しいであろうということで、1玉10円か20円安くして販売することになっておりましたね。現在どのようになっておりますか、お伺いしておきたいと思います。

委員長　農政課長。

農政課長　市場価格につきましては、昨年、平成13年度、セーフガードが発動されるという事態になりまして、対前年比で暴落をいたしました。今年、平成14年度に入りましてからはそれ以前の水準に戻っておりますが、特に夏場、7月、8月ごろまでは、いわゆる安値安定のものの水準ですけれども、そういう水準でありました。9月に

入りまして、これは去年もそうだったんですが、9月については価格が上昇するという傾向が2年続けて見られるようになったというのが、少し特徴として見られる価格の動向でございます。

菌床の値段につきましては、当初予算におきましては112円という価格設定を行いました。セーフガード発動の対策としては、基準価格として95円という、13年度ですね。95円という価格で販売をし、今年度の当初予算においては、それをある程度もとに戻す形で、112円という設定をいたしました。

以上でございます。

委員長

9番。

9番

当初、出発当時、もうちょっと高くありませんでしたか、百二、三十円。その辺はどう考えますか。

委員長

農政課長。

農政課長

つい最近まで、8月末まで、規則に定められております菌床1個当たりの単価は125円ということになっておりました。その後、こういった情勢になりまして、多少、例えば123円という基準価格で、これは町長が判断をしてということになりますが、そういう価格で販売をし、その次の年にはセーフガードが出されて、95円という形になったわけでありまして。このたび、当初予算で112円に戻したという理由についてであります。これは、民間の同業者と対抗し得る価格という考え方で112円という設定をしたところでありまして、これは、製造コストからいいますと、ぎりぎりといえますか、ぎりぎり——ひよっとしたら以下かもしれませんが、ぎりぎりのラインということで設定したものでございます。

委員長

9番。

9番

厳しいですから、一つの考え方としてわからんわけではありません。ただ、こういう例がございますね。私も聞いた話です。群馬県は、日本一のマイタケの生産のために、農家に施設の90%ぐらいを補助してやると、群馬県がね。新潟県の六日町で一銭も補助を受けない人が、群馬県より一生産団体が多いんですな。これは法人つくって、個人会社ですけれどもね。そこには、国や何かの補助に依存した産業は全部つぶれる。群馬県の全生産より——マイタケというのは非常に難しいらしいですね。価格も高いんです。素人だから聞いた話ですが。これは事実ですから。その人が言っているんですから。全生産量より一農業法人の方が高いと。日本じゅうの

相当なシェアを占めていると。ですから、生産者も厳しいでしょうが、互いに努力し合って、努力し合って、公の財政を投入しないでもいいような努力を絶えずするということを求めていると思いますが、いかがでしょう。

委員長 農政課長。

農政課長 今ご指摘の点につきましては、おっしゃるとおりだというふうに考えております。しかし、厚岸町のキノコ産業の振興については、行政がこれを誘導したという一つの特長がありまして、そういった意味ではある程度の——生産者がよそから来て、ここで商売をやって、すぐ経営不振で商売をやめざるを得ないと、こういう事態だけはやはり避けなければならないという心理が私ども職員に働くわけでございまして、そういった意味では、ある程度、常に状況を、情勢を注目しながら、必要とあればある程度の支援はしなければならないのではないかと。そのためには、議会の皆様のご理解もいただきながらということは当然であります。

委員長 よろしいですか。

(なし)

委員長 4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

(なし)

委員長 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款事業運営費、1項事業運営費、1目事業運営費。

2款予備費、1項予備費、1目予備費。

ございませんか。

(なし)

委員長 以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(なし)

委員長 なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 | ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 | 次に、議案第80号 平成14年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページをお開き願います。

歳入から進めてまいります。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。

ございませんか。

(なし)

委員長 | 歳出に入ります。

4款介護給付費準備基金費、1項介護給付費準備基金費、1目介護給付費準備基金費。

ございませんか。

(なし)

委員長 | なければ以上で歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

(なし)

委員長 | なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 | ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 | 次に、議案第81号 平成14年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題として審査を進めてまいります。

1ページ、第2条、業務の予定量。

ございませんか。

(な し)

委員 長

次に、第3条、収益的収入及び支出に入ります。5ページをお開き願います。
収益的支出から進めます。

1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費。2目配水及び給水費。2
項営業外費用、3目消費税及び地方消費税。

ございませんか。

(な し)

委員 長

1ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出、5ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債。

6ページに入ります。

5項工事負担金、1目工事負担金。6項保証金、1目保証金。

ございませんか。

(な し)

委員 長

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費。3目メーター設備費。

ございませんか。

(な し)

委員 長

2ページにお戻りいただきたいと思えます。

第5条、企業債。

ございませんか。

(な し)

委員 長

総体的にございませんか。

(な し)

委員 長

なければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 | ご異議なしと認めます。
| よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 | 以上で、本補正予算審査特別委員会に付託された補正予算8件の審査は全部終了
| いたしました。
| よって、平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会時刻 18時19分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年9月19日

平成14年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長